

議事日程（第2号）

平成22年12月14日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 鳴原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において9番議員 新関善三君、10番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

9番議員 新関善三君の登壇を求めます。新関善三君。

○9番（新関善三君） おはようございます。9番 新関善三です。

質問に入ります前に、ゆるぎない決意の下に11月29日、古川町政が3期目の船出をされ、早2週間が経過されました。子育て支援、産業振興、教育、あるいは生涯学習、福祉の充実をメインテーマに、行財政の改革を更に進めて、財政基盤の安定に邁進する元気いっぱい、笑顔いっぱいの進化する川俣町づくりに期待し、先に通告しております川俣町おじま体験施設、ふるさと交流館運営について質します。小島小学校は、134年間の歴史の中で、地域の発展、人材の育成に寄与されたわけであります。昨今の情勢の中で、少子化による存続ができなくなり、廃校になったわけでございます。川俣町は、古くから絹織物産地として国内外に生糸、織物、絹織物産地として名声を育んでおりましたが、時代の変遷、社会経済情勢の変化に伴い、産業構造も大きく変化し、現在に至っております。こうした背景の中、学校跡地利用が大きく論じられまして、小島小学校跡地は川俣町自然体験館おじま自然体験館として、一方、旧福沢小学校は既に羽山の森美術館としてオープンがなされました。この両施設とも川俣町教育委員会が管理する条例となりましたが、おじまふるさと交流館について質します。

設置目的にも明記されておりますが、地域の自然環境を活かす方法として、おじまふるさと交流館を開設し、地域の特性を活かした宿泊体験施設として、生物観測や農業体験、ハイキングやスポーツ少年団など集団体験学習や交流活動の促進を図る拠点施設として、更に二地域居住に向けた農業体験活動が可能な施設としての役割を果たすことを目指し、本施設の運営については、明治6年に開校以来今日まで学校を愛し育ててきた小島地区の自治会をはじめ数多くの地区民の皆様をお願いをし、長く学校の歴史を顕彰し、次世代につなぎ、町民誰でも利用することができる、ぬくもりのある心のこもった体験施設として、その役割を果たすことが基本目標であ

ります。設置目的としては3点ほどあるわけですが、その1点は、子どもたちに多様な体験活動の場や機会を提供する施設、改正されました学校教育法なり社会教育法に伴って川俣町教育推進プラン、集団体験学習プラン等々に沿った自然の中での体験、あるいは、二つ目は、子どもたちと多面的な交流活動の促進を図る場や機会を提供する施設、地区内はもとより首都圏との交流、特色のある交流促進等を目的にしておるわけでした、3点目は、農業体験を主とした活動のできる場や機会を提供できる施設、農業体験施設として、地区の協力を得て生産、管理、収穫まで幅広い目的の下に、しからばどういった方々が利用したいとなるかにつきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育機関で学ぶ子ども。2点目は、首都圏や県外の社会教育活動として利用する子ども、学生、成人。3点目は、農作業、農業に関心ある個人又は家族、グループ。4点目は、入浴を目的とする家族や町民の日帰り利用等をうたわれてございます。これら設置目的、あるいは利用主体計画に基づいた事業は、現在、進展、振興をされておるわけございまして、体験館につきまして次の事項について質します。

1点目、協議会、運営管理委員会の設置について、どのようなメンバーで構成されるのか。あるいは現在までの経過等を含めてお答えいただければ幸いです。

2点目は、施設の改修はされましたが、備品の購入はまだされてない現況にございます。これらを今後事業費は幾らかかるのか。

3点目は、維持費、管理費、年間経常経費の算出額はどのような予算執行をされていくのか。

4点目は、年間計画のスケジュールは明確にできているのかどうか。あるいはまだ全体的なスケジュールは全然見えないわけでございますので、そういった計画の詳細等につきましてあるのかどうか。

5点目は、宣伝費と方法は。また、二地域居住と併せて効率的、効果的な連携はできているのかどうか。

6点目につきましては、効果的、効率的にこの体験館を運営していくには、なんといいましても欠かすことのできないのは企画力であり、実践力であると思います。これらに関しまして職員の配置はどう考えておるのか。

7点目は、食事、入浴、宿泊等には、当然有資格者が必要なわけでございますので、それらの確保はなされているのかどうか。あるいは計画の中で食事を見てみますとボランティアの協力とうたってありますが、具体的にどう進めるか等々につきまして、以上7点の内容、項目について質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） おはようございます。

それでは、9番、新関善三議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、第1点目の「川俣町自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」運営について」の(1)「運営協議会、運営管理委員会の設置について、どのような方々で構成されているのか」とのご質問でございますが、川俣町自然体験宿泊施設「おじま

ふるさと交流館」は、小島地区の自然環境と自然の恵みを最大限に生かし、子どもからお年寄りまで自然体験や農業体験を通して学ぶことのできる宿泊体験施設として、開館しようとするものでございます。運営の主体は町教育委員会が行うものでありますが、年間を通した具体的な企画運営や施設の日常の管理につきましては、小島地区自治会をはじめとする小島地区の各行政区や、あるいはその他の団体、そして小島地区民の皆様のご協力によって運営するものでございます。したがって、「おじまふるさと交流館」の運営に必要な組織といたしましては、「交流館運営委員会」及び「交流館運営協議会」、そして直接日々の開館業務にあたる「交流館小島振興会」の三つの組織で運営いたすものでございます。交流館運営委員会は、施設の年間を通した運営計画及び事業計画、予算案等の交流館の運営に係る基本的な企画に関し審議する組織でございまして、社会教育委員をはじめ小島地区自治会長、そして、こども教育課長、企画財政課長及び産業課長など、委員10名をもって組織するものでございます。

次に、交流館運営協議会は、運営委員会が審議し提案する運営計画や事業計画を受けまして、その実施につきまして具体的な運営細案を検討審議し、決定をする組織でございまして、小島地区自治会長、そして同公民館長、各行政区長さんを含めた15名によって組織するものでございます。交流館小島振興会は、年間にわたって直接交流館を運営するための組織でございまして、総務管理部をはじめ宿泊部、給食部、体験活動部及び二地域居住体験活動などの体験活動プログラムに沿って指導する講師及びスタッフ等、会員約30名によって組織され、小島自治会長をはじめ、主として小島地区民のボランティアによって組織するものでございます。

次に(2)の「施設は改修されたが、備品の購入はどうか。また事業費はどうか。」のご質問でございますが、施設運営に係る基本備品につきましては、ベッドルームをはじめ和室にかかる寝具類等の備品、厨房及び食堂・調理室等にかかる大型冷蔵庫、大型炊飯器、ミキサー、フードプロセッサー、オーブンレンジ等の大型備品は既に設置いたしましたところでございます。なお、当初予算で計上いたしました事業費につきましては、今後、接客用の食器類や電気ポット等の備品及び消耗品につきまして、事業費予算の範囲内におきまして本年度中に設置整備してまいりたいと考えております。

次に、(3)の「維持費、管理費等の年間経常経費はどうか」とのご質問でございますが、現在、平成23年4月からのオープンに向け当初予算計上の準備をいたしておるところでございますが、光熱費等の需用費及び電信電話等の役務費、施設設備等のメンテナンスを含む管理委託料、更に「おじまふるさと交流館」運営委託料等を含めまして、1年間の経費は、約744万円と試算をいたしたところでございます。

次に、(4)の「年間計画のスケジュールは明確に出来ているのか。」のご質問でございますが、教育委員会といたしましては、平成21年6月15日、昨年の6月でございますが、小島地区の自治会長さんをはじめ行政区長さん並びに関係者によ

る仮称「おじま自然体験館」設立準備委員会を発足させ、館の運営及び管理に関する業務内容と体験施設の具体的活動内容及び方法等について、計7回にわたって協議を深めてまいりました。昨年の8月16日に開催されました第2回の準備委員会におきましては、旧小島小学校を体験施設として改修するための設計についてご提案を申し上げ、意見をいただいたところであります。また、改修工事期間についてもご提案申し上げまして、工事完了を平成22年9月末日とすることを確認いたし、予定どおり終了いたしましたところであります。その中で、児童・生徒の自然体験に関する年間計画、高校生、大学生を対象とした体験活動及び社会教育団体をはじめ家族等のグループを対象とした体験活動等の内容、そして、二地域居住体験を希望する農業体験等ができる内容等につきまして、早期に計画すべきとの結論に達し、昨年9月より、これら体験施設を利用した自然体験活動に関する年間計画の作成に着手したところでございます。体験活動の年間計画には、自然観察を中心とした体験活動をはじめ、農業体験を中心とした活動、ハイキングやスポーツレクリエーション等に関する体験活動、そして「おじまふるさと交流館」の施設内において体験できる活動等を含め、約50種類の体験活動が季節の変化の中で体験できるよう年間計画を作製いたしましたところでございます。

次に、(5)の「宣伝費と方法は、二地域居住と併せて効率的、効果的な連携はできているのか。」とのご質問でございますが、先にご答弁申し上げましたように「おじまふるさと交流館」の開館は平成23年4月を目途といたしておりますので、交流館の広報の一つ目といたしましては、自然宿泊体験施設の活用につきまして、ホームページを開設することといたしております。広報の二つ目といたしましては、パンフレットを作成いたしまして、県内の市町村をはじめ各教育委員会や市町村立学校及び私立学校をはじめ、県立高等学校等、関係教育機関に紹介をいたしてまいりたいと考えております。また、三つ目といたしましては、本町と交流のあります東京都の江東区をはじめ中央区への紹介や、コスキン・エン・ハポン等の参加団体に対し紹介活動を行うなど、今後とも生涯学習課、こども教育課、そして企画財政課、産業課の4課で構成いたします、庁内の「おじまふるさと交流館連絡調整会議」の中で連携を密にしながら、二地域居住事業と連携した誘客活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、(6)の「効果的、効率的な運営に欠くことができないことは企画力、実戦力であり、職員の配置は何名か。」とのご質問でございますが、「おじまふるさと交流館」を町内外の多くの団体が訪れ、様々な体験や研修を楽しみ、また学ぶことによりまして、「川俣町に来て良かった。あるいは、また川俣町を再び訪れたい」という気持ちを感じていただくためには、議員ご指摘のとおり「おじまふるさと交流館」の体験活動をどう企画するか、更に効果的、効率的な館運営をどう進めるのかが極めて重要であると考えております。教育委員会といたしましても、このことを踏まえ、交流館小島振興会スタッフを中心に、11月下旬より交流館運営研修会を開催し、提供する食事のメニュー作成及び調理献立実習等のスタッフ対象の研修

を開始いたし、現在も研修を継続しておるところでございます。また、職員の配置でございますが、1名が常勤するほか、宿泊利用者がいる場合は宿直勤務1名、そして、80名を想定して最大80名宿泊の場合には、最大6名のスタッフで運営することを考えております。

次に、(7)の「食事、入浴、宿泊に有資格者の配置はどうか。食事にはボランティアの協力とうたっているが、具体的にどう進めるのか。」とのご質問でございますが、宿泊客への朝、昼、夕の食事の提供につきましては、食品衛生法の定めによりまして、不特定多数の利用者に食事を提供する場合、調理師等の免許を有する、いわゆる有資格者の配置が義務づけられております。したがって、今後、有資格者を選考のうえ、適切に配置いたす考えであります。なお、(1)のご質問の中で「交流館小島振興会」の組織のご説明を申し上げましたとおり、給食部が設置されておりますので、地域スタッフが調理員として協力することとなっております。

以上で、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 質問項目が多岐にわたっている関係で、非常に美名美句で表現で回答をいただいております。現実的に、もう4月オープンということでございますと、もっともっと、どこをどう聞かれても、この部分はこうだ、あるいはこのことについては地域の合意もこうされている、あるいはほぼ運営に関しまして完全なものであってほしいというふうに願うわけでございますけれども、これら現在まで具体的な答えになっておりますのが、小島の振興会の方々が非常に日夜奮闘していただきまして、研修会だ、あるいは今後の運営について心配事等も数多く散見をされておるわけでございますけれども、そういった現場の声をどのように吸収されてのか、あるいは日常行動の中で、そういった小島と教育委員会との交流をもっともっと積極的に細かいことで交流しなくてはでき得ない問題点もあろうというようなことと、もう1点は、相談機能の窓口が的確に対応されているのかどうか、自信のあるところの回答をいただきたいと思うのですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁させていただきます。

具体的な小島振興会との研修、あるいは運営、そして、どのように交流しているかというご質問でございますが、現在も小島地元の皆さん方と連絡を取り合いながらきちんとして運営をいたすために協議、連絡をとっているところでございます。相談機構、窓口ということですが、生涯学習課が事務と連絡を取り合いながらやっているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、担当課長の方からは、いろいろと協議等につきましては、つぶさにやっているというようなことでございますけれども、やはり地域の、あるいは町民の方々の意見をどういうふうに吸収し、これらを事業展開の中に図っていくかということ等につきましては、やはり熱意ある態度、熱意ある協議ということ

は欠くことができないわけですので、どうかひとつ従来にも増して今後の協議には熱意を持って、ひとつ対応をしていただきたいというふうをお願いをしないでならないわけですので、当然そうあるべきであるというふうを考えてございますので、是非責任を持って対応いただきたい。

2番目に、数多いものですから2番目に飛ばさせていただきわけですが、ほとんどの施設の改修が終わり、大型器具機材等につきましては準備はできた。あるいは諸費の細部にわたっては、これから事業計画の中で購入費をいつ補正を組むのか分かりませんが、当然、予算執行の中を実施していくには補正を組まなくてはならないわけですので、それらの金額等はどうか把握しているのかということ。

もう1点は、宿泊というような体験、あくまでも学校の膨大な校舎の跡地を利用するわけですので、非常に空間スペースが多い。空間スペースが多いということと、それらに伴いまして空調関係がまだ定かでないわけですが、これら空調も設備の中には当然入らなくてはならないわけですので、そういった計画は全然持ち合わせしていないのか。あるいは、しからば当初予算でそれらの空調関係等につきましても設置する計画があるのか。性質上は非常に交流体験館だ、あるいは農業体験館だということになりますと、当然欠くことができないのが空調関係であろうと思うわけですので、効率よい空調設備をして快適な体験館にしていくのは、それらの抜けている設備等の事業費を今後どういうふうにして捻出し、充てていくのかということについて質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁させていただきます。

おじまふるさと交流館の備品、あるいは消耗品等の予算ということですが、まず、建築の際に大きな備品等については付帯で付いておりますので、当初22年度の当初予算にありました消耗品、需用品などにつきましては、当初予算で299万1,000円ほど見ていただきましたので、それらについて今後購入を進めるといって現在予定をしているところでございます。あと、備品につきましても、当初予算で333万円の予算を見ていただいておりますので、今後カーテンは付けましたが、その後の備品等につきましては、今後年度中に購入を進めてまいる考えでございます。補正ということですが、今回の12月補正で学校施設だったものを生涯学習のふるさと交流館の方に12月からの電話代と電気料等を今回補正等でやっておりますので、新たな備品、消耗品等については少ないかと思えます。

あと、空調ということですが、空調については食堂に今年度は設置をしております。そのほかの宿泊施設等については、22年度では現在設備をしておりますので、今後検討しながら空調を入れたいと、23年度以降に入れたいということで、そのようにしたいというふうに検討して設置したいというふうに考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9 番（新関善三君） 今、担当課長の方から、これから揃える備品等々につきましても、歯切れの悪い300万円だ、あるいは222万円だというふうなこと、あるいは空調関係等につきましても、食堂に1台入るのみだということの答弁だったわけですが、しからば今後必要であるという、あるいは全然必要でないというような認識の下に計画されておるのであれば、まだ別なんです、やはり宿泊体験というような大義名分に沿った設備投資は必要欠くことのできないもの等については、もう今の時点で、いついつからという日にちまではいいいんですが、いつを目途にして、やはりこれだけの自信ある環境を整備することによって、自信持って宣伝をし、それらに沿って集客もでき得るというように私は考えておるわけですが、来たわ、空調冷房もない、汗だくになってきて、風呂の問題は後で出しますけれども、そういった計画では一貫性がないのではないかと。もう少し一貫性のあった、確かに財政厳しい中での設置になっているわけですが、補助金をもらう分だけは立派にどんどん進んでいって、その他の付随することが何も揃っていないのでは困るだけじゃないかと思しますので、再度そのこと等について、空調関係について、いつの時点で入れるのか、はっきり明言をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 答弁申し上げます。

空調のご質問でございますが、最初、教育委員会として設計に携わった段階におきましては、担当とともに会津少年自然の家、あるいは那須甲子自然少年の家等の状況等を把握し、検討をいたしました。その結果、当初の計画では児童生徒、あるいは大学生、地元の方々を対象といたしておりまして、これも地域の方々ともお話し合いをしたのでありますが、まず自然の中で体験をするということなので空調は必要ないだろうというのが最初の教育委員会の考えでございました。ただ、食堂は熱を持つので大型テレビと、それから80人収容の施設ですので、そこはどうしても空調が必要だろうということで計画をいたしておりまして、施設の設計には入っておりませんでした。その代わり暖房と網戸、これを付けてスタートしようという最初の目的でございました。したがって、議員、今ご質問の内容等につきましては、今後、館運営の中でどうしても必要であるという結論に達した場合には、また皆様方にお諮り申し上げまして検討していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9 番（新関善三君） そういった基本的な計画に沿って、そういった趣旨の下にやっても、やはり今、特に今年度の夏は非常に猛暑だったわけですが、そういったときに今の小学生、中学生が耐えることができ得るのかどうかということと、もう一つは、ちょうどこれら体験館がいちばん利用するであろうというふうな時期が集中している。あくまでも農業体験ですと、時期的に集中する傾向がございますし、やはりターゲットとされるのは夏休みの期間をフル回転するにはどうかというふうな、この時期かと思うわけですので、この時期には当然、首都

圏の小学生、あるいは中学生も対象にした体験交流を計画されておると思うんですが、そういった場合には、そういった空調等々についてもやはり必要かというふうなことでございますので、おじま交流館に來れば自然に親しんで、心身ともにリフレッシュできて、空調なかったために、かえってたくましい人間に育ったというような評価がいただけるのであれば別に必要はないわけでございますけれども、昨今の教育情勢、あるいは家庭環境を見てみますと、これは必須条件になっているかというふうに考えますので、是非設置に向けてひとつご努力をいただきたいというふうに考えます。

次の質問でございますけれども、これら先ほど、年間の経常経費が774万円というふうな過小評価された、あるいはこのぐらゐの金額であれば年間認められるであろうというような範囲を想定しての金額かどうか分かりませんが、現状の経常経費は何と何が入ってこんな金額で運営できるのか。当然、会社でありますならば、経常経費というのは人件費まで包含した中で経常経費を割り出しているのが通常でございますけれども、そういったことを含めると、これはなんでかんで必ず最低限、毎年毎年かかるわけでございますので、そういった経常経費の理解が少し足りないのではないかという気がするわけでございますので、もう少し計画の中で詳細がありますならばはっきり表現をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 9番 新関善三議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、交流館の総運営費、事業費等につきまして、これ当然1年間を見通した収支、どのようになるのかというケースを三つほど考えまして予算案を立てたわけでございます。そのケースについて若干ご説明申し上げます。まず、1番目は、年間を通しまして3,500名以上入館する場合には、町の持ち出しはないだろうという予想を立てました。その根拠となるのは、当然宿泊料等でございます。もう一つ、じゃ、どのぐらゐの持ち出しになるかという最低の持ち出しというのを想定した場合に、町内外から3,000人の1年間の集客があった場合には、約144万円不足する。それが最悪のケースで1,000名であった場合は、どのぐらゐの持ち出しになるかといいますと544万円ということでございまして、これらは一つは委託料、これは小島地区の振興会の皆様方のボランティアをはじめ、本当にご協力によって行われますので、これらの委託料が約180万円、それから需用費が300万円、その他の諸経費が264万円、計744万円で運営可能であるというふうに試算をいたしたところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これらちょうど年間経常経費というのは、収入を見込んでの当然必要とする金は、これは捻出しなきゃならないわけでございますけれども、やはり最小限の投資で最大の効果が上げられるようなのは、やはりそういった計画に基づいて的確に完全に実施していくということがなにごん大切なわけでございますけれども、それは年間計画の中で、それらの問題等につきましては、もう少し次の質

問事項の中で触れてまいりたいというふうに考えてございますけれども、これら、もう1点は、ここ建物だけでなんと1,854平方メートルほどある。あるいはグラウンドになりますと1万1,461、現在までも地域の方々非常に感心するほど地域外の清掃、管理というものは徹底してきれいに維持されておるわけでございますけれども、今度交流館のあの施設、体育館、屋内体育館も含めて運動場も含めますと、それらの中にボランティアに入る、あるいはインストラクターで入っている方々の経費を見ておりますけれども、外までも、あるいは体育館までも包含した入りも配慮も是非必要かと思うわけでございますので、そういったこと等についてもひとつ配慮をいただきたい。

あと、もう一つは、これら施設に関しましても、もうとっくに風呂、三つの風呂があるわけでございますけれども、風呂の引き渡しはされている。水道も潤沢に水も供給される。そういった運びになっているわけですが、怠ってならないのは非常に水回りの管理。特に寒くなつてまいりますと凍った、あるいは自然水に滅菌をして飲料水に使うわけでございますので、水道水と違った管理形態をしなくてはならないわけですが、設置してから水道、風呂場へ出したりまったりする、時々点検をされているんですか。もし、そういったことで配慮して点検されているのか等があればお聞かせをいただきたい。

あと、併せまして申し上げます。これはこの風呂の方式は給湯方式なのか循環方式で設置されているのかの型式の内容等についてもひとつお答えをいただきたい、併せて。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁させていただきます。

風呂等の点検ということですが、適時点検をしております。ボイラー等についても、その燃焼等についても点検しているところでございます。給湯につきましては循環式ではなくて掛け流し式ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） ただいま、あえてこういったことを申し上げたということは、例えば随時物品の納入や何かに行っても、鍵の保管場所も明確でない。だれが管理しているのか分かんないということが多々発生しているようでございますので、以後絶対そういうことのないように、特にあそこ、まだ、ここ運営されておられませんので、公民館には常時人員が配置されておるわけでございますので、そういった方々をあそこに付随されている方々、いつ行っても分かるような配慮だけは是非とっていただきたいというふうに考えます。

次に、年間スケジュールの問題があるわけですし、これら農業交流体験館ということになりますと、非常に季節感に問われる募集要綱、募集内容等も徹底をしていかななくてはならないわけございまして、そうなりますと、農業体験だ、あるいは自然に親しむ生物観察だ、そういったこと等を通じまして具体的な年間スケジュール

ル、どこに。といいますのは先ほど3,000人入れば予算、この運営は経費になるというようなことを教育長はおっしゃっておりますけれども、最大収容人員が80名というような計画で、しからば常時何名なのか、あるいは種別に、どこからどのように何名入れて、こういった計画をされているのか。季節感にとらわれて、それらに伴いまして今度はボランティア、あるいはインストラクターの養成ということを考えているようでございますけれども、そういったものは既に出来上がっているのかどうか確認をさせていただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 9番 新関善三議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、1日何名を想定しているのかと。稼働日300日、したがって、1日平均10名ということで考えております。

次に、計画でございますが、既に計画は出来ておりますが、まだ4月から12月までの計画、これが実はインターネットで配信される予定の計画書でございますが、主なものをちょっと申し上げたいと思いますが、4月から一応3月まで、1月から3月まではオフシーズンということで、活動内容が必要に少なくなっておりますが、例えば子ども用のものと二地域居住、農業体験のものと二通りに分かれております。主なものをちょっとご紹介します。4月でありますと里山登山、それからジャガイモの植え付け、あるいは太郎坊山の山開き参加、長寿山登山、ハイキング等が入っております。5月になりますと田植え、サツマイモの苗付け、オタマジャクシの生態観察、タケノコ掘り等が計画されておまして、この季節ごとに計画が出来ております。それから館内で、いわゆる成人なり家族向けの館内での体験活動の計画といたしましては、家族芋煮、柿の収穫期になりますと干し柿作り、餅つき、しめ縄づくり、炭焼き体験、枝打ち作業等の基礎ですね、これの実施、研修。それから焼き芋づくり、木工クラフト、秋の里山散策、キノコ採りなど様々なメニューが計画されております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういうふうに立派な計画の下に作っても、来てくれる人がなくては何ら机上プランになるわけでございますので、是非自信を持って実践をしていくにはどうするのか、そういった具体性に欠けていたのでは、そこまでは机上プランでございますので、だれしものが、だれでもできる範囲でございますので、一日、300日営業日、なんでかんで10名ということになりますと至難の業であるということだけは申し伝えておきたいというふうに考えるわけでございますので、即、明日からでも今日からでも、それらの消化に向けては実践をしていただきたいというふうに、あえてこの場を借りまして要請をしたい。

それと、ボランティアの対応なんですけど、これも今日は忙しいから、せっかくボランティア、インストラクターの養成をしても来れなかった。あるいは今日はだめだというふうなこと等のないように、その辺の事前の準備を十二分にひとつ実施をしておいていただきたいというように考えます。

それと、教育委員会でも管内の小中学生のこれらの宿泊体験等々につきましては、教育長の鶴の一声で各学校も従うと思うんですが、なんといいましても地区外との交流がやはり成功するか、あるいはじり貧になってくるかの鍵かというふうに考えてございますので、それは先ほど申し上げましたように、大田区なり、あるいは江東区の区民との交流をもっと大々的にアピールし、あるいは当初は東京事務所で、もうそれ以外のノウハウも秘めてあるわけでございますので、町村のところも活用しながら、やはり交流人口を増やしていただきたいというようなのが、これも教育委員会は自信を持って町長に進言し、他の課長にも進言をしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それと、広報宣伝等につきましては、そういった媒体を使うということと、もう一つは、ここでお願いがあるわけですが、どうも今までの経過、あるいは地域の方々の振興会等々の多少の意見交流をさせていただきますと、どうもちぐはぐな点があると。これを先ほど言ったように、年間3,000名の交流人口をなんでかで小島の交流体験館で確保するということになりますと、ただ教育委員会のみでは、これはでき得ないわけございまして、特にこの中には二地域居住というようなこともあるわけでございますので、これも担当課が違いますけれども、産業課で管轄している住宅も設置されておる。そういったことの関連性をどのように今まで協議をし、どこで協力し合ったか。あるいは建物の維持関係等につきましては、当然建設課というふうな任務部署があるわけでございますが、教育そのものの一辺倒でありますならば、教育委員会でご無理ごもっともの方向を取れるわけでございますが、物学を伴いますと各課連携しなくては当然クリアができない問題もあるわけでございますので、そういったこと等についてもプロジェクトチーム等をこれを成功するために早急に立ち上げる意思はあるのかどうか。我々としては、プロジェクトチームを立ち上げていただきたいというふうな考えを持っているわけですが、まずは当局の考え、そこをお聞かせいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご答弁させていただきます。

先の答弁の5番目にありましたように、企画財政課、産業課、こども教育課、生涯学習課と庁内の課であります。おじまふるさと交流館連絡調整会議というものを開催しております。これらを基に連絡調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り、あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 非常にこの質問書を出した後に、これら運営の条例が制定される案が議会の中に示されたわけございまして、当初、ここだけは引けない問題があるわけでございますが、当初の計画では、設置目的なり事業主体の中には、入浴を目的とする家族や町民の日帰りにも利用するんだというようなことがはっきり明確に明示をされて計画をし、風呂の設置にもなった経過があるわけですが、この間

の条例ですと、日帰りの体験交流の経験された方には風呂に入れることはできないというような、このことがはっきり分かってきたわけですが、こういった経過は、どこで狂ったのか、あるいは設計の段階でもう少し詳細にすべきではなかったか、あるいは公衆浴場を守る番人として、公衆浴場を的確に判断したうえでの計画でなかったからこういうふうになったのか、あるいは、どこにミスがあってこういう結果になったのか、こういったことを果たして地域の、現在はこれからは経営審議会になるわけでございますけれども、振興会の方々は全然知ってないわけですね、今まで計画されていても。これは計画のミスなのか、安易にそこを隠して今まで計画をどんどん引っ張ってきたのか、最後になりますけれども、これらの確たる返答をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁させていただきます。

補助申請をしております、国土交通省でございますけれども、この中には自然体験交流というようなことで、自然を活用した、そして交流を活用した、そういう館を造るということで補助申請をしております。入浴ということは、後から入浴中心に小島の炭坑石というものを使って入浴ということではありましたが、本来の目的は研修を行って、その汗を流すという入浴ということを考えておりますので、原則、夕方から夜の風呂でございますが、今後、地域の皆様と協議をさせていただきながら、人数を区切るとか何かの方式でそういうことも考えていただきますけれども、中心は研修をする、自然体験交流をするというものでございまして、それを中心に考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そうなりますと、計画の段階でも甘かったのではないかな。なぜ、ああいったことを表現して、今になってそういうふうに変更されるのか。ちょっとその辺が合点がいかないわけでございますので、あくまでもここまできた以上、なんとしても成功裏に維持をしていただきたい。それと財政厳しい中で執行されているわけでございますので、やはり投資効果の効率の良い運営形態、最後になりますけれども、それらに的確に対応する職員は必ず配置するんだというふうな自信を持った返答をいただけますなら、時間でもございますので、最後にその返答をいただいて終了したい。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

ただいま新関善三議員のご意見、十分に拝聴いたしましたので、教育委員会内で更に検討し、皆様方に喜ばれる施設づくりを目指して、成功するように努力をしてまいりたいと、このように思っております。

○9番（新関善三君） ありがとうございます。

是非そのようにしていただきたい。23年度のメイン事業、おじま体験交流館がバラ色に運営できますことをお祈りして、決して灰色にしないようなだけはお互い

に肝に銘じながら、総力を結集して運営に当たっていただきたいことを最後をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で9番議員の一般質問を終了いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩とします。再開は午前11時15分といたします。
（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 一般質問を続けます。

8番議員 菅野意美子君の登壇を求めます。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 8番 菅野意美子です。通告いたしました4点について質問をいたします。

1点目、うつ病対策について。近年、社会構造の変化に伴い、社会全体にストレスが蔓延し、うつ病などの心の病が急激に増加しております。日本精神学会など4学会の共同宣言によりますと、うつ病をはじめとする精神疾患は、先進諸国ではがんや心臓疾患と並ぶ三大疾患で、その対策は国家政策の最優先課題であり、我が国でもがんに次いで重大な社会的損失をもたらす、国民病ともいえるべき疾病であるとされております。うつ病患者に対しては、早期発見、早期治療はもちろん、症状に応じて医師、精神保健福祉士、薬剤師、看護師、心理士など、数多くの専門職が知恵を出し合って対応することが必要であると思います。よって、職場復帰への支援や病院に行かずに悩んでいる人が早期に相談、受診できる仕組み作りなど、医薬機関や職場、県、市、町などの連携の下、取り組みを進めていく必要があると思います。お伺いいたします。

1点目、保険適用になった認知行動療法の普及に向けた体制の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、児童虐待防止対策について。猛暑の中、大阪市内で母親に置き去りにされ、水や食べ物を与えられず、3歳と1歳の兄妹が亡くなるなど、目を奪いたくなるような痛ましい事件が続発いたしました。親によるこどもへの児童虐待は歯止めがかからないばかりか、虐待がエスカレートし、死亡する事例も増えています。事態は極めて深刻であります。今年上半期に摘発された児童虐待事件は181件、摘発人数は299人で、いずれも統計を取り始めた2000年以降最多に上がったことが警察庁のまとめで分かりました。虐待が140件、性的虐待が31件、育児放棄が10件、摘発が急増した背景として、2000年に児童虐待防止法が成立したことで児童虐待への国民の認識が深まり、通報が増えたことなどが挙げられます。更に、2008年には同防止法が改正され、児童虐待への対応で中心的な役割を担う児童相談所に、裁判所の許可状を得たうえで強制的に立ち入り調査ができる権限が与え

られました。しかし、強制的に立ち入りに踏み切った事例は、これまでわずか3件です。児童相談所は立ち入り調査の権限は与えられたものの、人手不足に加え裁判所の許可状を得るための要件も厳しく、実際には立ち入り調査を行使しにくい現状もあります。しかし、今回の事件などは立ち入り調査をしていたら虐待事件は妨げたのではないかと思います。残念でなりません。一方、実の母が加害者の場合、望まない妊娠、育児不安、養育能力の低さといった心理的、精神的な問題を抱えていることが多いことから、厚労省の報告で明らかになっています。加害者の心は病み、追い詰められているのが実態であります。家庭訪問付き相談支援、こんにちはあちゃん事業の状況についてお伺いいたします。

3点目、見就職新卒者への支援について。長引く経済不況による雇用の悪化は、非常に大きな問題となっています。先日の新聞報道による来年春に卒業予定の大学生の10月1日の時点の就職内定率が57.6%で、前年同期を4.9ポイント下回っており、これは就職氷河期と呼ばれた2000年前半も大きく下回っています。雇用問題は、大卒だけでなく高卒も含めた新規雇用、中高年やひとり親家庭の母親の雇用など、すべてにわたって厳しい状況です。見就職新卒者への支援は、町としての取り組みをお伺いいたします。

4点目、猛暑による小中学校の授業環境とエコスクール化について、必要性和今後の対応についてどう取り組むのか、お伺いいたします。記録的な猛暑による熱中病被害者が全国で相次ぎました。この猛暑の中で、子どもたちの学習環境はとても劣悪状態でした。今回の猛暑対策のためのエコスクール化の必要性和今後の対応についてお伺いいたします。以上、4点の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

昨日に引き続き一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、8番 菅野意美子議員のご質問に答弁をいたします。

最初に、第1点目、「保険適用になった認知行動療法に向けた体制の取り組みについて」の、ご質問でございますが、近年、社会構造の変化に伴い、社会全体にストレスが蔓延し、うつ病などの「心の病」が急激に増加をしております。また、平成21年における全国での自殺者は3万人を超え、原因・動機が特定できた人のうち、うつ病が、その4分の1を占めているという状況でございます。うつ病の治療では、今日の製薬技術の進歩によりまして、薬物療法でかなりの効果が得られると言われておりますが、一方では、その多くが慢性化し、治ってもまた再発する傾向がみられますことから、うつ病の治療に薬を使わずに「心理療法」で治療をしようというのが「認知行動療法」でございます。具体的には、人間の行動の側面には認知、これは考えやイメージのことですが、それに身体、行動、気分、感情の要素があり、このなかの認知と行動の分野に対しまして精神医学的に心理療法を施すというものでございます。平成22年度の診療報酬改定におきまして、入院患者以外のうつ病等の気分障害の患者に対する「認知行動療法」が新たに設定され、保険が適

用されることとなりました。診療報酬の算定にあたりまして、ひとつには習熟した医師が治療計画を策定し、患者に詳細な説明を行うこと。二つには、1回あたりの診療時間を30分以上とすることを条件としております。このように、「認知行動療法」は医師が患者に対する治療として施術し、その結果、診療報酬として請求をするものでございますので、この療法に対する町としての体制の取り組みは特にはございません。町では、毎月、広報かわまたの「心の健康」コーナーにおきまして、心の相談会や家族教室・つどいなどの案内を定期的に行いまして、専門の相談窓口の開設をお知らせしております。そのような相談の窓口におきましても、情報提供がされるものと、考えております。

次に、第2点目の「家庭訪問つき相談支援の状況について」のご質問でございますが、町では、生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や、養育環境等の把握、そして助言を行い、支援が必要な家庭に対する適切なサービス・提供につなげる目的で、「こんにちは赤ちゃん事業」を「乳児家庭全戸訪問事業」として、平成21年4月から実施をしております。具体的には、町の保健師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みをお聞きし、子育て支援に関する情報提供や相談に応じながら、母子の心身の状況や養育環境等の把握、及び助言などを行っております。また、支援が必要な家庭に対しましては、適切なサービス提供が受けられるよう、関係機関との連絡調整を行っております。生後4か月間の中での訪問時期を生後1～2か月の時期を目安に一度早めに訪問をし、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行いまして、その際に生後3か月から4か月児健診の受診や各種予防接種の勧奨を行います。このように生後1～2か月の時期の訪問に加えまして、その後の3か月から4か月児健診、各種予防接種時などのより多く機会を捉えまして、親子の心身の状況やさまざまな不安、そして悩みをお聞きする中で、子育て支援に関する情報の提供や相談に応じ、母親の不安解消、乳幼児の健やかな成長を促す健康管理などに努めております。平成21年度は、対象家庭99件のうち里帰り出産により長期不在となられた方、訪問する前に育児相談で保健センターに来所された方等を除き、訪問を実施いたしましたが、当初に訪問できなかった家庭には町に戻られた際に後日に訪問しておりますので、全家庭の訪問を行ったところでございます。家庭訪問を実施することによりまして育児をしている家庭環境の状況がわかり、育児相談にも対応できて、不安や悩みの解消につながるものと考え実施をしております。更には、保健センターでの各種健診等への参加の働きかけを行うことができることで、子育て支援が継続してできるという効果にもつながっておりますので、今後も本事業を継続することによりまして、乳児の健全な育成環境の確保に、努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、「未就職新卒者への支援について、町の取り組みはどうか。」につきましてでございます。まず、川俣高校の状況を申し上げますと、平成22年3月の卒業生における就職希望者の就職率は100%となったところでございます。ま

た、福島労働局の6月末現在での発表によります、県内の平成22年3月卒業者の就職希望者数は4,615人、就職決定者数は4,550人、就職未内定者数は65人で、就職決定者は、率にいたしますと98.6%という状況でありまして、これは昨年同期と比較しますと0.4ポイント下がっているところでございます。未就職新卒者への支援につきましては、国における支援制度が今年度から新たに追加拡充されたところでございます。これは事業主への助成制度でございますが、就職・再就職の支援が必要な方や就職が困難な方を雇い入れたときの制度で、卒業後も就職活動中の新規学卒者を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3か月）で雇用し、その後、正規雇用へ移行させた事業主に奨励金を支給するものでございます。内容は、有期雇用期間（原則3か月）につきまして対象者1人につき10万円、有期雇用期間終了後、正規雇用での雇い入れをされた場合、対象者1人につき50万円を支給するものでございます。対象となる未内定新卒者の条件といたしましては、ハローワークに求職登録をされていることが条件となっております。また、ハローワークにおきましては、新卒者に対する応援体制を設けておりまして、相談、支援を行っているところでございます。このようなことから、町といたしましては国における支援制度が拡充されておりますことから、ハローワークの情報提供や関係機関との連絡調整を行いながら、未就職新卒者への支援を行っているところでございます。また、私も未就職者対策として、新規雇用の依頼のため町内外の企業を訪問して雇用先の確保にも努めているところでございます。

以上で、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 第4点目、「猛暑による小・中学校の授業環境とエコスクール化への取り組みについて」のご質問でございますが、今年の夏の暑さは、100年に一度と言われる猛暑に見舞われ、気温30度以上の真夏日が9月末まで続き、教育の現場におきましても熱中症対策をはじめとする様々な対策を講じまして、児童生徒の健康管理について危機意識を持って対応しながら、厳しい夏を乗り切ったところでございます。ご質問の小・中学校の授業環境とエコスクール化の必要性についてでございますが、国は児童生徒が良好な学習環境の中で学校生活を送ることが教育目標の達成に必要であるとし、学校保健安全法が制定されまして、学校における保健管理及び安全管理の適正化を図るため、学校の環境衛生につきまして基準が定められているところでございます。そのために、従来から考えられてまいりました対策といたしましては、エアコン等の冷房機の設置や換気扇等の設置でございまして、本町の小中学校におきましても、既に保健室や中学校の図書室等へのエアコンの設置を計画的に進めてまいったところでございます。しかし、近年における地球の急激な温暖化の問題は深刻化を極め、我が国といたしましても平成20年7月の閣議決定によりまして、低炭素社会づくり行動計画が策定され、2050年までの温室効果ガスを現状から60%ないし80%まで削減するということといたしましたことは、議員ご承知のとおりでございます。したがって、要は二酸化炭素の

削減が必要との意識を児童生徒に理解させ、早くから環境問題に関心を持たせることがエコスクール化の主たるねらいでございますので、教育委員会といたしましては、これまでも児童生徒に対し川俣町こども環境サミットへの取り組みや、福島県が進めております地球温暖化防止のための福島議定書への参加等を通しまして、児童生徒のエコスクール化への意識の高揚に努めてまいったところでございます。教育委員会といたしましても、このエコスクール化の必要性を十分に認識いたしております、今後園庭や、幼稚園の園庭ですね、それから、校庭の芝生化をはじめ、屋上緑化及び壁面の緑化等、自然環境の整備に努め、計画的なエコ教育の推進に努めてまいる考えでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 今、当局の回答をいただきまして、うつ病対策についてなんですけど、うつ病によって自殺がいちばん恐ろしいんですけど、児童虐待事件とか一人暮らしの高齢者の孤独死など、これまでの福祉では対応しきれなかったやはり問題が今増加して、国民の健康を守るうえでも深刻な問題となってきました。その中で、自殺対策の事業内容の具体策をお伺いいたします。これについての取り組みをお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

自殺対策の具体的な内容についての質問でございますが、ただいまの町長の答弁にもございましたとおり、自殺者の中に占めるうつ病の患者が多いということ踏まえまして、国におきまして、この自殺対策を強化するため、地域の実情に合わせた自殺対策を行う目的で平成21年度の国の第1次補正予算で全国の都道府県に自殺対策を行うための基金を設置する費用を計上しました。福島県でも、この基金を造成しまして、県が主体となって具体的に事業に取り組む中で市町村の自殺対策につきましても支援強化をすることとしており、本町でも、この県の基金を活用しまして自殺対策緊急強化基金事業といたしまして、今年度自殺対策の講演会やパンフレット作製などの事業を実施しております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 自殺対策についての取り組みを今お聞きいたしましたけれど、やはり近年のいちばん重要な、三大疾病とも言われておりますので、川俣町としても積極的にこの対策に取り組んでいただきたいと思います。3万人が亡くなり、毎日1日にすると90人の人が命を絶っているという計算なんですけど、やはり川俣町におきましても笑顔でつくる協働のまちづくりということで、本当に町長、今回再選されましたけど、自殺者をやはり出さないという、やはり積極的なそういうまちづくりもとても今は重要だと思いますので、町長の強いご所見をもう一度お願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 8番 菅野意美子議員の質問に答弁をいたします。

自殺者対策の中で、ただいま課長の方からも補足の説明が、答弁があったわけがありますけれども、この占める割合がうつ病の患者の方が多いということに関わりまして、町の方でも補助を受けながら対応を取っている内容については申し上げましたけれども、特に今年、専門の先生に来ていただきまして、保健センターで各企業の方も含む対象といたしまして、事業所のそれぞれ担当の方にも来ていただく講演会を開催し、好評といたしますか、内容の濃い講演会をやっていただきました。そんなことで、まず第一弾をやったんでありますが、その後、先ほど申し上げておりますけれども、心の相談コーナーなど心の健康コーナーにおきまして相談会などを実際、保健センターでやっておりますけれども、それを通して関係機関との連携を図って、個々の対応については個々の専門の先生方とも相談する機会を設けながら、具体的に取り組んでいるところでございますので、今後もこのようなことについては、継続して取り組んでいきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） ありがとうございます。

2点目の児童虐待についてお伺いいたします。今年は大阪でこういう残虐な事件が報道されましたけど、この連携が非常に児童虐待の場合重要だと思います。本町においても、このような残虐な事件が起きてはならない、起こさないという、やはり決意が大事だと思います。こういう社会問題になっている中で、自分の町は関係ないということもありますので、やはり町長の強いご所見を、これに対しての。お伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 8番 菅野意美子議員の質問に答弁をいたします。

児童虐待、これは本当に社会問題化もされているわけでありますので、先ほど答弁申し上げましたように、この乳幼児の対応については、保健センターで全家庭を訪問して適切な対応を取るように当たっております。そのようなことで、その年次についての対応をすることによって、更に大きくなってからも、そのようなことのないような環境づくりも私は役に立つんじゃないかなと思って今、保健センターでやっているところでございます。学校の方でも子供たちのことについては、教育委員会の方で、学校の先生方とも、保健担当の先生も中心にしながら対応をしていただきまして各家庭状況については、それぞれ調査をし、また把握をしてもらって、このようなことのないような対応を適切にとるために、日々学校の中でもやっただいていてというのが現状であります。質問にありますようなことの悲しい出来事が、事件や事案がないように川俣町でもしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 3点目に移らせていただきます。

未就職新卒者への支援についてなんですが、川俣町でも取り組まれているという

ことで、川俣高校を卒業する方は大体100%決まっているという良い状況で、本当にいいと思いますけど、やはり高校として就職をさせなくちゃという思いで、やはり辞めちゃうという方も中にはすごくいらっしゃるんですよね。そういうので、就職したけど、すぐ辞めるという方も今多い中になっておりますので、やはり未就職者の早期就職を支援するために、卒業後の3年以内の、既に卒業した方も新卒枠で採用すると共に未就職新卒者を雇用した企業への奨励金なども今話あったんですけど、考えてはどうかという点なんですけど、それは国として決まっているとは思いますが、そういうことは町としては、そういう事例はあったでしょうか、その点伺いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

町との取り組みの中で、国と同様ないろんな支援金等のお話でございますが、今のところ町では独自に未就職者が就職をされたときの事業主さんに対する支援というものは、今現在は設けてございません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 本当に今、厳しい状況なので、やはり町としても、そういう取り組みをやっていくということもこれからは大事なのかなと私も思います。そういうので手厚い支援をやってはどうかということなんですけど、川俣町に就職する高校生は限られて、人数も今は、もともと少なくはなっていると思うんですけど、やはり川俣町に就職した場合には、就業手当ということで奨励金の制度をやっておりますけど、そういう使った企業に対しても、やはりそういう奨励金を出すということもこれからは大事じゃないかなと思いますので、川俣町としても考えていただきたいなと思います。そういう要望でございます。

4点目なんですけど、猛暑による小中学校の授業環境とエコスクール化についてなんですけど、今、教育長の答弁いただきましたけど、やはりエコスクールということでエアコンの設置、また緑、芝生とか、あとは窓に緑のカーテンですか、そういうことも大事なので、そんなに難しくないし、やはり今後のことを考えたときには緑化、そういう緑のカーテンとか芝生なんかは結構すぐにできるのかなとは思いますが、冷房設備に対しても図書室とか校長室とか、1学校で一つでも部屋に設置されていることによって、生徒が交代に勉強したということを今回聞いたんですけど、そういうことはいいなと思ったんですね。だから、エアコンの全館に設置するということは大変でしょうから、1部屋だけにでも設置、全部の学校に設置されているでしょうか。校長室とか図書室、その点をお伺いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 小中学校へのエアコンの設置のご質問でございますが、各町内の山木屋小学校、山木屋中学校を除きます保健室には、すべてエアコンが導入されております。また、川俣中学校におきましては、図書室にもエアコンを設置して授業等に活用している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 今回の猛暑は教育長も学校に行っただったのかななんて思いますけど、本当に大変な環境の中で子どもたちは勉強、夏休み終わってからがすごく猛暑が続きましたので、厳しい環境じゃなかったのかなと私も思います。そういう点では緑のカーテンとか、そういうのもすごく子どものレベルでできるんじゃないかなということで、今後そういう緑のカーテンとかもそういうのをご検討あるでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 8番 菅野意美子議員のご質問にご答弁申し上げます。

川俣町におきましては、平成16年の4月からすべての小中学校におきまして環境教育に取り組み、地域の環境を良くするという視点から、体験等を通して子どもたちが勉強して今日に至っております、これは他の市町村にない一つの特徴であるというふうに私は理解しております。当然、実は一つの例を挙げますと、飯坂小学校でございますが、例年緑のカーテンということで、5月から子どもたちがヘチマであるとか、あるいは朝顔であるとか、そういうものを教室の窓際に柵を立てまして、そこにかまかせて、いわゆる自然のエコ化の勉強をいたしております。これは川俣小学校もしかり、富田幼稚園も取り組んでおりますが、すべての学校で、それなりに取り組んでいるところでございまして、川俣町では、それらが認められて、つい先月、花いっぱいコンクールで飯坂小学校が県の教育長賞をいただいたというようなこともございます。当然、教育委員会といたしましては、先ほど答弁申し上げましたとおり緑のカーテンを含めた、そういう学校の教室環境に優しいエコ化について検討を進め、また計画的に実施をしてまいったと、このように考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 緑のあれについては取り組んでいるということで、私も今回、学校を訪問したりして、その猛暑に対してのどういう状況だったか、校長先生とか先生とお話ししてきました。それで、せめて換気扇と先ほど教育長、換気扇はあるといいましたけれども、扇風機の設置があったらいいのかなという声が多かったんですよ。扇風機の設置なんかはそんなに予算かからないし学校にあってもいいのかなと私感じてきましたので、そういう考えはどうでしょうか、お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほど私が申し上げましたとおり、学校教育現場においては、二酸化炭素の削減ということで福島議定書の授業にもすべての学校が実施いたしております、これは二酸化炭素削減を1年間でどのぐらいにするかという目標を立てて、子どもたちが消費電力を少なくすると、あるいは光熱費を使わない、火を使わない、そういうことで目標にしてた二酸化炭素量がどれぐらい減ったかと、これを議定書にまとめ

て県の方に報告して、これもご承知のとおり各小学校賞をいただいているところでございます。ところで議員今ご質問ありました扇風機でございますが、これはご承知のとおり電源はモーターでございますので、電気なんですね。そうしますと、もう既に削減計画をしている中でのモーター使用でありますから、目標を見直さなきゃならないという問題が一つ出てまいります。それから、学校における扇風機の設置であります、これは壁面の設置は危険でできないというふうに法で定められておりまして、設置するとすれば天井に付けることになります。じゃ、天井に付ける扇風機はどのぐらいの大きさかといいますと、大体学校の教室であれば40センチぐらい、あるいは大きくても50センチぐらいのものを二つないし三つ付けるということになりますと、本町で概算してみますと、小中合わせまして70クラスですから、設置に大体1台上に付ける大型扇風機ですと3万5,000円ですから、約750万円から1,000万円かかると。これをしてエコ教育が果たしていいのかどうか、これらを含めて今後検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） そういう扇風機はエコに適さないということなのかな。それで、そういうことなんですけど、今後、猛暑がまた来年も続くかもしれないし、やはりエコスクールということで国でも言われておりますので、川俣町としての取り組みをやっていただきたいと思いますし、扇風機も大きい物じゃなくて小さいのなら、そんなに2個ぐらい付ければそんなに電力はないとは思いますが、そういう点、考えて今後対応の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時です。

（午前0時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

7番議員 昆久美子君の登壇を求めます。昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 7番 昆でございます。

私は、先に通告いたしました大きく3点につきまして、当局のお考えと今後の対応についてお伺いいたします。

はじめに、古川町長におかれましては、先の町長選、当選おめでとうございます。暗い世相に町長の明るさは必要であるかと思えます。町民の生活の苦しみを耐えず念頭に置いていただいて、職員を鼓舞しながら4年間、町政をよろしく願ひいたします。今回、結果として無投票になりましたが、町民は必ずしも今の町政に満足してはおりません。不満や物足りなさに歯がみしておられる方もたくさんいらっしゃる

やいますので、私も、その一人として元気に質問させていただきます。

1 点目、超過勤務手当縮減の取り組みについて。今年度より週に 75 分の勤務時間短縮が実施されました。約 3 % の時短でございますが、民主党政権が目指す公務員の人件費削減の足かせにならないかと思っております。本庁における影響はどうか、お伺いいたします。

(1)、今年度の手当の見通しはどうか。

(2)、通常業務の中で残業手当縮減をどのように図っていくのか。

2 点目、職員のまちづくり参画は進んでいるのかについてお伺いいたします。町長の持つ権限は大変大きいものがあるわけですが、その一つには、職員に対する影響力があります。ご自身が目指す協働のまちづくりの中で、繰り返し町民の更なる参画を協力を求めておられますが、同時に職員にもまちづくりへの参画を強く促していただきたい。私は、これまでに何度もここでお願いしてきたことですが、職員の動きは、むしろ一層内向きになっているのではないかと危惧されます。そこでお伺いいたします。

(1)、自治会担当職員制度や地域座談会の成果、また新たな協働の動きはあるのかどうか。

(2) 点目、消防団や任意団体への加入、町行事や地域ボランティアへの自主参加は増えているのかどうか。

(3) 点目、公僕として使命感、責任感の幅を広げてもらう対策はないのかどうか。

3 点目、おじまふるさと交流館は社会教育施設なのか、娯楽福祉施設なのか、観光施設なのか。運営は教育委員会でいいのか。私は所管の委員でございますが、あえて確認させていただきます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 7 番 昆久美子議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第 1 点目、超勤手当縮減への取り組みについての(1)「勤務時間が短縮された本年度の見通しは」についてのご質問でございますが、職員の勤務時間につきましては、本年 3 月、議会定例会において民間における所定労働時間のすう勢を踏まえ、福島県人事委員会勧告に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について可決いただき、福島県及び県内市町村においても同様に今年 4 月 1 日から職員の勤務時間を 8 時間から 7 時間 45 分に改正したところでございます。勤務時間の短縮は、これまでの行政サービスを維持することが基本となります。時間外勤務につきましては、行政需要の多様化、複雑化による業務量の増加、また職員数の減少等により広域的な職務の遂行を図っていくことを基本とする中においても、臨時緊急的な業務等により時間外勤務が増加傾向にある現状にもございます。本年度においては、7 月の集中豪雨災害への対応、対策、平成 21 年度国の緊急経済対策事業にかかる地域活性化、経済危機対策臨時交付金事業の繰越明許費にかかる事務などをはじめ、参議院議員通常選挙及び県知事選挙にかかる執行事務及び国勢調査における調査票、審査事務などにより、時間外勤務が増加している状況でござ

ございます。一方、本町を取り巻く厳しい財政状況の中、これまで行ってきました行財政改革大綱に基づく成果、また事務事業の見直し、組織機構改革、適切な業務分担調整などを行っている中で、行政事務にかかるトータルコストを縮減していくことは大変重要であると認識をしております。また、時間外勤務において留意しなければならないことは、所属間の業務量等のバランス、内部事務にかかる時間短縮、計画的、効率的な業務の執行に努めることであると考えており、常に実態の把握、点検を行い、縮減に努めているところでございます。

次に、(2)の「通常業務の中で残業手当の縮減をどのように図っていくのか。」につきましても、時間外勤務は職員が自主的な判断で行うものではなく、その必要に応じて上司の命令により行うものであり、各課長等がその責任者として職場の実態に応じて、その業務に取り組むよう努めているところでございます。時間外勤務の現状においては、第1点目の答弁で申し上げましたように、行政需要の多様化・複雑化、職員数の減少等が要因となる要素もございますが、通常業務における時間外勤務の発生要因を明確にし、一部の職員が過重労働とならないよう、その改善策に努めなければなりません。人事院及び福島県人事委員会勧告においても、職員の超過勤務に関する指針が示されており、超過勤務の縮減について引き続き計画的かつ効率的な業務遂行に努めるとともに、ノー残業デーの徹底、業務の見直しや合理化等を図りながら、超過勤務の縮減に向けた取り組みをより一層強化していく必要があるとの勧告を行っております。本町におきましても、平成21年7月から毎週水曜日を「ノー残業デー」として取り組みを行っているところでもございます。時間外勤務を縮減するためには、職員全員がコスト意識を持って仕事のやり方やあり方などを見直すことにより、行政事務に係る、トータルコストを縮減していくことが大変重要なことであり、定型的な事業・業務についても、業務の効率化や職員間の協力による効率化・平準化を図るなど、このような観点に立ち、時間外勤務の縮減に努めてまいり考えてございます。

次に、第2点目、職員のまちづくり参画についての(1)自治会担当職員制度や地域座談会の成果、新たな協働の動きはあるのか。についてのご質問でございますが、自治会担当職員制度は、まちづくり計画の重点事業の一つである「協働推進の体制づくり」として、地域活動の主体となる自治会と行政の結びつきを、より一層強めながら、自治会が抱える地域の課題を解決する方法などを自治会と町職員が一緒になって考え、住みよい地域づくりを推進していくことを目的として、平成21年度から実施しております。この間、「まちづくり懇談会」、「第5次川俣町振興計画地区別計画」に係る「まちづくり座談会」などの開催を通して、地域の課題は何か、それを解決するためには住民・自治会・行政は何をすべきかなど話し合いの中から、地域づくりを検討してきてまいりました。このような取り組みにより、「町民と行政の協働のまちづく。」を実践していくことが、「自治会担当職員制度」の目的の一つでもございます。また、地域の皆様との懇談などを通して、地域の課題や考え方などを職員が共有でき、町民の目線に立った「町民と行政の協働のまちづく

り」を進めていくうえで、一定の成果でもあると認識しております。具体的には、「みんなでつくるまちづくり条例」を活用した仁井町まちづくり協議会による「多面的拡声器の設置」や、現在、山木屋4区地区の「住みよいまちづくり計画」について検討を進めております。本制度は2年目となり課題もございますが、今年度も、「まちづくり懇談会」などを通して職員の意識改革などに繋がっており、地域の皆様と町職員が共に考え、良きパートナーとして連携し、今後とも住民と行政との協働のまちづくりを積極的に進めてまいる考えでございます。

次に、(2)の「消防団や任意団体への加入、町行事や地域ボランティアへの自主参加」についてでございますが、現在、町では地域の皆様が主体となって各種地域活動や、自治会、ボランティア団体等による様々な地域活動が実施されております。また、職員自身も職務を離れば地域の一員でありますので、地域組織や各種団体等で地域の課題解決、そして行事の実施などに携わることは、ごく自然なことであると思います。職員の中においては、各自治会の事務局やPTA活動の役員、祭礼等における地域活動、さらには体育協会やスポーツ少年団をはじめ各種団体・各種事業への参加など、地域貢献の意識を持って活動しております。このことは、日常生活の中から地域と関わりを持ち、地域の課題を町民と同じ目線で共に考え、町づくりを進めていくという意識や、姿勢を持ち、職員自らできる範囲で地域活動等に積極的に参加し、地域貢献の意識をもって行動していくということが大切な役割であると認識しております。町づくりには、町民一人ひとり、そしてボランティア組織や企業、各種団体など様々な方が携わっており、職員も町づくりの一役を担うという意識の下、地域の皆様との協働によるまちづくりを実践していくことが必要であり、これらの環境づくりに更に努めてまいる考えでございます。

次に、(3)の「公僕としての使命感、責任感の幅を広げてもらう対策」についてでございますが、町民の行政に対するニーズは社会環境のみならず、厳しい財政状況、多様な町民との協働のあり方など大きく変化しており、その役割がますます増大してきております。このような中、町民から信頼される行政を進めていくには、職員には限られた財源の効率的な執行、適切な判断、迅速な対応など、職員がより高い能力を身につけるとともに、職務遂行意欲と意識改革を高めていくことが重要であると認識しております。このため、福島県自治研修センターをはじめとした各種研修機関が実施する専門能力、政策形成能力、マネジメント能力等を高める研修などを促進しております。また、今年度から接遇研修を民間の専門家を講師に、全職員を対象に行ってもきているところでございます。このような研修を通して、全体の奉仕者としての自覚の下、高い倫理観と強い使命感を持ち、公正な行政執行に努めていくことが町民の皆様から信頼を得ていくものと考えます。また、自治会担当職員制度による「まちづくり座談会」の開催により、地域の考えを聞き、地域の目指す目標、目的を、一緒に考えることにより地域と職員の連携が深まり、職員自身の意識改革にも繋がっております。行政課題は、今後ますます増加、多様化、複雑化することが予想されるため、組織として自らを高め、自己啓発に取り組みやす

い職場環境づくり、職員力、組織としての総合力を高め、効率的な行政運営に努め、今後とも引き続き職員の意識改革はもとより、より一層の資質の向上を図る取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

以上で、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 第3点目でございますが、「おじまふるさと交流館」の運営は教育委員会でいいのか。社会教育施設なのか、娯楽施設なのか、観光施設なのか。」とのご質問でございますが、自然体験宿泊施設「おじまふるさと交流館」の運営につきましては、川俣町教育委員会が運営の主体者でございます。旧小島小学校を改修いたし、小島地区の自然を生かした体験施設として現在開館の準備をいたしておりますが、本施設の特徴は、小島地区の春夏秋冬、四季折々の変化に富んだ自然環境の中で多様な体験活動ができるということでございます。小・中学生にあっては、1年間を通して数多くの昆虫や生物・植物の観察が可能であり、平成23年4月から開始されます新しい学習指導要領で強調いたしております、自然科学に直接触れる教育の重視や農村漁村における体験活動の重視という、今後の初等中等教育の推進上、極めて学習カリキュラムに適合する環境にあるという特徴がございます。また、家族やグループで体験を希望する利用者にとりましては、餅つき体験や炭焼体験をはじめ里山散策、そして田植えから稲刈り、野菜づくり等の農業体験など、約50種類の体験メニューが用意されております。したがって、これらの体験宿泊施設等の設置につきましては、社会教育法第5条に示されておりますように、社会教育施設の一つであると理解いたしております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 質問させていただきます。

最初に、3番目の今教育長から答弁いただきました件につきましては、私も教育長と全く最初から考え方が分かっていたつもりです。それで、限られた廃校利用という、限られた条件の中であまり欲張らずに小さく産んでスタートできればいいだろうということで、私も施設としては町の合宿所と同等程度、そしてあと運営に関しましては、自然体験の部分で地域の方にいろんな形でお世話になってやっていくというふうに認識しておったわけです。それが先般、変な条例案が出まして、あたかも日帰り入浴も自由にできるような議案が出たものですから、ちょっと混乱が起きましたので、そのところを確認させていただいた次第でございます。それで結構でございます。

それで、最初の質問なんですが、超勤手当縮減への取り組みについて。私もここ2～3年、特に職員減る中で、国の緊急経済対策などで大幅に事業が増えまして、その中であって職員もかなり働いているのではないかなと、残業も増えているのではないかなと危惧してきたことがございます。それで、今回質問に当たって総務課の方に資料をいただきましたところ、時間外手当は臨時的業務の他は増えはいない

ということを確認させていただいた訳ですが、本当に大丈夫なのかなと。現状はどうなのかなと。今町長から建て前では上司の命令で仕事をしてもらう訳でサービス残業などは決してやってはいけないわけですから、そういうことになると思うのですが現実には現場で職員たちは自主的に残って仕事をされる例は多いのかどうか。まず、そのところ確認させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君）総務課長。

○総務課長（仲江康宏君）ご答弁させていただきます。

ただ今町長が答弁申しましたように、時間外勤務に当たりまして本人の申し出ではなく課長がその仕事の状況、勤務の状況を把握する中で勤務命令を出します。従いまして自主的に職員がやるということは無いと思います。しかしながら現実として課長が仕事のすべてを把握出来るかといえば困難な部分もございます。従いまして、時間外勤務に当たりましてはその勤務の内容・また時間・時間外勤務命令カードによる管理を徹底する中で業務のあり方についても、われわれ課長等が十分に意識する中できちんと勤務命令を出して指揮をする部分は指揮をする。ただし、その時間がかかなり多くなることも考えられますので職員の体調なども考慮しながら、総体的に縮減対策について努めているところでございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）昆久美子君。

○7番（昆久美子君）本年度の見通しにつきましても災害などもありまして、また国勢調査などもありまして臨時的な業務で補正をお願いしているという部分があるようなんですが、一般業務はその割にはそんなに増えてないというふうに受け取ったんですが現実問題として、これまでだって十分に能率的に効率的に職員は仕事されてきていると思われます。思うんですけど、実質、本町職員75人が一斉に3%ずつ時短、働く時間短くなれば、2.2人分の仕事を結局職員が吸収してやっているのか。もしかして残業手当に出てこないけれども、その分、臨時職の物件費の方に振り替わっていやしないかと、私は危惧するわけなんです、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君）総務課長。

○総務課長（仲江康宏君）ご質問に答弁申し上げます。

ただいま答弁申し上げましたが、基本的に臨時職員にその業務が行くのではないかというお質しでございますが、原則として臨時職員、いわゆる日々雇用職員につきましては、時間外勤務に従事をさせないとしてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）昆久美子君。

○7番（昆久美子君）もちろん臨時職員には時間外は勤務させないのは当然ですが、本来2.2人分の仕事を臨時職員を増やすことで時間内に仕事を振り替えているということはないのかどうか。

○議長（佐藤喜三郎君）総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） 答弁申し上げます。

臨時職員、いわゆる一般事務補助につきましては、事務の補助でございますので、そのような観点からは、それに振り替えるということではなくて、勤務時間中にいろいろと事務的な処理をお願いするという状況でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 分かるような分からないようななんですけれども、結局、普通に考えれば、2.2人分の優秀な職員が詰めて仕事をしていた2.2人分の仕事が、普通に考えれば普通の工場なんかのあれで考えても、仕事残るんじゃないかと。その分を臨時職員に振り替えていないかどうかと聞いたんですけど、質問分かりますよね、課長ね、言っていること。臨時職員が増える傾向にあるのかどうか伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） 大変申し訳ございませんでした。

基本的には臨時職員の数で申し上げますと、本年度はこれは9月1日現在でございますが、約95人臨時職員でございます。その中には緊急雇用職員等も含んでございますが、通常ですと約50数名がいることになります。本庁だけでは45名でございます。失礼しました。本庁だけでは10名でございます。その10名の職員に対して、日々の業務の中でのお質しでございますけれども、確かに職員数は減少してございます。加えていろいろの事業がございまして、残業に関わる時間も増えていることは事実でございます。それを振り替えるというものではなくて、基本的には臨時職員の数も限られておりますので、その中で協力いただくことはいただいて、職員が一人ひとり努力を重ねるということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） そうすると、今のところは臨時職を増やさなくてもなんとかやれそうだと、大丈夫だというようなことで理解してよろしゅうございますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） そのように努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） それでは、是非そのように頑張って鋭意努力していただきたいと思います。

続いて、2点目に入ります。町長の答弁は、この間の私の6月議会のときに質問したのと同じ第1回目の答弁じゃないかと思うんですが、私、6月議会で協働のまちづくりの担い手対策について、ここで質問させていただきました。特に自治会を解散させた地区がありまして、それを早急になんとかしてほしいとここで訴えまして、当局には早急に対処するという旨の答弁をいただいたわけなんですけど、その後のどのような動きになっているのか、担当職員の動き、あと町当局の動きを聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） ご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問の中で、いわゆる地域活動の担い手不足等によりまして、宮赤、中丁自治会が本年度から活動継続が困難になったものと認識してございます。このような地域の実情を踏まえまして、先の6月議会でも議員に答弁申し上げましたように、やっぱり住民と皆様と一緒に考えて、そして対応策を講じていくことが必要であると認識しているという答弁を申し上げました。この間、地域におかれまして、自治会の開催に伴いましては心配されている方多数でございます。したがって、総務課といたしましても所管課でございますので、この間、地域の方々とその自治会活動の再編に向けて現在協議を進めておる状況でございますので、なるべく早い時期に再編できるようなことで町もしっかりと協議してまいりたいという考えに立ってございます。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 協働のまちづくりを目指す中で、担当職員制度をスタートさせて形骸化しないようにやっていくということだったんですが、これは今回というか、前回質問をしましたように、自治会が解散の経緯に至った、それは会長を引き受けてくださる方がどうしても見つからなくて継続が困難になったということを十分ここで説明させていただきましたよね。そういったもの、一緒に地域の課題を共に解決するための担当職員制度だと思うんですよね。住民のこれまでやってきた方にはどうにもならないからなんとかしてくれと、そういったときに、やっぱりもう少し機敏に一緒になって解決していただくように動いていただかなければ、せっかくスタートした制度が本当にこれは形だけのものだということをもうさらしているようなふうにしかならないわけです。これは本当に具体的にどうすればいいかということとは分かっているわけですし、そのためにみんなして努力する、それ分かっているわけですから、もう少ししっかり動いていただかなくちゃ困ると思うんですね。行政サービスの公平性からいっても、また町の重点施策維持発展のためにも、この地区だけ空白にはしておけないだろうと私も危惧しております。なるべく早い段階で町の対応を期待していたわけなんです、具体的にどのように今まで、これ半年ぐらい動かれたのかどうか、差し支えなかったらお聞かせいただきたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） 組織再編に当たってのこれまでの取り組み状況ということでございますが、この間、各行政区長さん、また地域内には各種団体の長がいらっしゃいます。その方々と、確かに今、議員おっしゃったように会長になる方がいらっしゃらなかったということは私も存じ上げております。私も、そうはならないように、この間2月から4月にかけていろいろな各種団体の長の方々ともお話をさせていただきました。ただ不幸にして、そういう継続できない状況には至ったわけですが、それらを含めまた自治会担当職員制度が自治会が現在継続されてなくとも配置してございますので、それらを含めてしっかりと再編に向けて協力しながら、地域の方々と意見を聞く中で、なるべく早い時期に再編に向けていきいたいと、それには課題もございます。やはり会長という要職を担うということもあり

ます。それらも含めて、この当該地区にはいろいろと人材も豊富な地域であると認識しておりますので、その方たちとも十分にお話をする中で再編に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） いろいろ課題じゃないの。協力体制もありますし、やっていける人たち、これまでだって立派にやってきましたから土台はあるんですよ。そんなにいろいろ課題見つけてもらわなくても、いちばんの課題は長になって、会長を引き受けてくれる人を探すことなんですよ。もう何度も申し上げてきました。それ課長はだめなんだけれども、町長、町長も約束していただいたはずなんです、町長、どなたかに声をかけていただいて努力していただけたのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 中丁の幹部の方には話はしております。

ただ、宮町の方の今までの過去の歴史、経過がいろいろあるそうであります。そういった中で会長について具体的にいえば、今度はこっちの方で人材についてやるのがどうなんだろうという話を2～3の方としてきておりました。やっぱり、一緒に宮町、中丁は一緒にやっていった方がいいという話もいただいております。そんな中で、先程来話になっている会長になる方がなかなかだということで、そこでも話題になったんですけれども、ここに名前を挙げて、そうすると、そうだ、こうだ、ああだとなるんでありますが、いわゆる大事なことは、じゃ、だれが会長になっても協力体制はどうなんですかという、それはみんなやるんだという話も聞いておりますので、本当にこの会長を担う方について、まだ詰めといいますか、そういってはいないんでありますけれども、そういう話も聞き、また、そこについて個々の名前を出しながら、いろいろと話し合いはしてきた経緯がございます。ただ、もっと広げて、じゃ、もう一度中丁さんの方も含めて話を進めるところもやっぱり必要なんじゃないかなという思いでいるわけではありますが、とにかく今まで中丁の方々がやってこられたそうであります。今回なかなかできないということになったわけですから、それを継続するための良い方法を今後も詰めていきたいと思っております。これも、いつまでもそのまま置くというわけにまいりませんので、現場にも出向きながら私自身も行って話をしてきた経緯がございますので、もう少し時間をいただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） これは相手があることですし、自分たちも努力して、なかなか本当にどうにもならなかったことでありますので、大変難しい課題だろうとは思いますが、そのところ当局としましては、なお一段と努力していただきまして、なんとか早い時期に新たな会として発足できるように、是非ご尽力をいただきたいと思います。なおかつ、これは本当にスタートさせた担当制度、地域の課題を共に解決する、その最初の例に力強い、半歩前に進む例になるとと思いますので、是非よろしく願いしたいと思います。

次に、2点目として、ボランティア自主参加は増えているかということなんです
が、今年9月補正予算でこれまで運動会とかコスキン、それから絹市など町の大きなイベントの時には大量の職員が動員されて、これは職務として関わってきたわけ
ですが、それを見た目には町民と一緒に汗をかく協働の現場が私はあったように思
っております。私が協働のまちづくりで職員にも協力してほしいというようなこと
をここで訴えたときに町長は、職員は一生懸命やっているよと、その例がこうこう
こうだよというふうにおっしゃっていたんですね。私は、それもとえ職務であ
っても大切なことで、ある意味で評価はしておったわけですが、今回運動会とコス
キンは同じ経費がかかるのだから外注でもいいということなのか、外注に変わって
しまったわけです。なぜそれ外注にしたのか。私は、このときにむしろ慣れた職員
にボランティアで協力いただけるのがいちばん私は望ましいことだと私は思うん
ですけれども、そういうような協力してもらえないかというような問いかけは町長
の方からなかったのかどうか、そういったことは考えにも浮かばなかったのかどうか、
お尋ねいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江康宏君） ご答弁申し上げます。

まず、町の運動会、コスキンフェスティバルについて、これまでは確かに職員が
業務という立場の中で参画をし、皆様と一緒に協働のまちづくりを進めてまいりま
した。今年につきましては、この間、運動会にあってはかなりの入場者があるとい
うことで、町職員が駐車場係を務めておりましたが、なかなか誘導がしきれない、
また交通事故が毎年少なからず発生する状況にもございましたので、専門的な方々
を配置することによって参加する方々の安全性を高めたいということでございま
して、決して職員を減らして勤務させないということではございません。コスキンも
同様な考えで、コスキンに見にいच्छる方々の安全性を高めたいという感覚で
ございます。また、職員につきましては、それぞれ運動会におきましては、競技役
員として従事する職員、また地区においては、選手として参加する職員もおります。
そういった職員一人ひとりが、そういった高まりの中で自主的にボランティアと申
しますか、自主的な参加も多少増えてきておりますので、それらを含める中で、や
はり先ほど町長が答弁申し上げましたように、意識改革とボランティアと申しま
すか、自主的な活動が地域貢献度につながるような考えを、改めて促していくこと
も必要であるとは認識してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 万一事故があったら困るから、職員じゃなくて業者に委託す
るというふうに説明受けました。ですが、私は思うんですけど、これボランティア
でやったら責任問題は発生しないと思うんですよ。道路の真ん中で交通整理をする
のは、それなりの資格がいるかもしれませんが、たかがイベント、イベントの駐車
場係、案内係は、ほかのボランティアをやっている人たちの仕事と私は大差ないも
のと思うんですよ。万一の事故とか責任とかというものを地域活動、ボランティア

活動の現場でそれを言いだしたら、もうこれはボランティア活動は機能しないと思うんですね。例えばコスキンの例で言えば、駐車場係、これも専門職でなくても私はいいと思います。コスキンは本当にある意味では経済効果ない、だれにとっても営利目的ではないけれども、長年にわたって主催者であるノルテハポンだけじゃなく、地域のあらゆる団体が協力して育ててきた町いちばん自慢のイベントでございます。その中で、ボランティアで長い、本当に何年も何年も協力されてこられた方がたくさんおります。私の知っているところでは、例えば女団連などは出演者に豚汁を作ります。約2,000食ぐらい作るんですが、これはおばさんたちが、もちろん私もおばさんですが、毎年やっています。もし食中毒起きたらだれ責任とるのなんか言われたら、だれもやる人いないんですよ。つまりボランティアも、イベントの現場ってそういうものなんです。そこになんで職員だけ専門職で、責任取らせられるからボランティアもできないような、そういう理論にすり替わるのかが私には分からないんですね。町長はよく職員の意識改革、自主的な参加を促すとおっしゃっているんですが、私は、こういう具体例が出てきたときに、絶えず絶えずやっぱり職員に問いかけて、おまえ協力できないか、何かできることはないかと、町民あんなに一生懸命やっているじゃないかと、そういう問いかけをやってほしいと思うわけなんですよ。町長、どうでしょう。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁をいたします。

質問の趣旨については、私も分かります。そんなことで、いわゆる先ほども答弁ありましたけれども、いわゆる役場の職員の協力、これは競技役員では積極的に出ていくようにしました。そして、また各地区で選手不足とも言われております。そんな中にも出るようにということでの役割分担という表現はちょっと大げさかもしれませんが、そういう中での参画を促し、結果的に出ている、数字が出ていると思っています。また、今言われている交通整理等なんでありましたが、議員も現場見ておられると思いますけれども、運動会等は車の陰からちょこちょこ子どもさんが出てきたり、あそこ本当に出入りも激しくて危険なことが何回もあるんですね。そんなことから言えば、やっぱり路上ではないんですけども、校内なんです、専門的な方をお願いした方がいいんじゃないかというアドバイスもありました。そんなところで今回も議員からも前に質問を受けておりますし、職員が積極的にボランティア活動に参画することは何もないとわないんですけれども、そのような現場、現場の考えを見た場合に、こっちはそういう方法がいいんじゃないかと、全く手を引くという考えじゃなくてですね、そのようなことの考えの下に今回、初めてなんでありまして、専門の方をお願いをしてきたという経緯がございますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、質問の趣旨については十分私も理解しておりますので、これから町のイベントについては、いろいろとそういうことを踏まえながら対応してまいってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 私、無理言っているのは十分承知なんです。町長、職務としてやらせることはできるし、また予算を付ければできるわけですが、確かに町長と言えども職員にボランティアを強要することはできません。だれだってできないんです。本来は。私らも任意団体の世話役などをやっておりますけれども、実際問題としては、個人が自主的に参加するのを待っていては、現在は町で行われているあの地域活動、ボランティア活動、イベント、こういったものは自主的な参加だけではもうやっていけないんですよ。結局は今、世話役をやっている人たちがお願いして、お願いして、お願いして、無理やり要請して協力してもらってやっとやっている、本当にそういう状況にあるんです。ですから町長は、そういう職員の今の現状を理解していただいて、町民の代表として職員にお願いしてほしいわけです。そういうお願いできる立場が私なんかよりは町長の方がずっと職員を知っているわけですし、職員と長くいらっしゃるわけですし、個人的にも信頼でつながっている職員がいっぱいいるわけですから、是非こういった具体的なことで動機づけ、意識づけをやっていただきたいと、お願いしたいと思うわけなんです。現実問題、今申し上げましたように、地域が元気になるためには、これまでどおり元気であるためには新戦力がどうしても必要です。今、時間と経済的に余裕がある人は決して町に多くないんですよ。私は最も有望な新戦力が職員諸君であるだろうと、そして、そこにいちばん町長が影響力を行使して、彼らの力をお借りできるいちばんの立場にあるんじゃないかと思って町長にここでいつもお願いしているわけです。

そこで3点目なんです、公僕としての使命感、責任感の幅を広げる何か方法はないかということなんです、これまでは仕事のうえでしっかり働いてもらえばよかったわけですが、今申し上げましたように、これからはそれだけでは不十分だろうと。町民もそういったものを職員に期待していると思うんですね。協働のまちづくり、これは町長が町政の柱に掲げているわけですが、これ時代に逆行することをやっていかなくちやならない。共助の部分を増やして共に地域を支えていかなくちやならないというときに、補助金を出すというだけではやっぱりだめだと思うんですね。職員を今回申し上げましたような、そういう大きなイベント、町民が一生懸命になって支えているボランティアの現場に参加協力を要請するといったようなことを町長が呼びかけて、これはほかの町にも例があるんですが、職員の有志数名が仲間に呼びかけて、ふるさとを助けたいというような独自のボランティア団体を立ち上げて活動している例もあるんです。自治会など既存の団体ではやりにくいような職員でも、こういった自分たちでやれること、やりたいことをやるということであれば、抵抗なくいつでもやれるし、いつでもやめられるだろうと。今申し上げましたイベントのときの駐車場係などをボランティアでやっていこうというような、若しくは今思いつくままに言ってみれば、花いっぱい運動なんかいうのは全町的に地域で取り組んでいるんですが、役場の周りに職員のボランティア有志による花壇なんかあっても、それはそれで象徴的にすてきなあななんてちょっと思ったりする

んですが、そういうようなことを町長が呼びかけて、そういった団体を立ち上げてみる気はないかどうか、町長が先頭に立って、お伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁をいたします。

先程来、町民の皆さんが職員に期待する期待の大きさというものをひしひしと感じさせる質問と思っております。そういったことを私も受けまして、これから、そのような本当に楽しい思いで参加できるような環境づくりに取り組んでいきたいと、そのように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 個人でありながら公の考えを持った人が地域にどれだけいるかということが結局町民力なんだろうと思います。是非、町長を先頭に職員も袂を脱いで個人になって地域に尽くす、お互いをお願いしたりお願いされたりする、そういった輪の中に私は入ってきてほしいなと、是非、町長の持つ職員への影響力を使って説得して、お願いしていただきたいというふうに願っております。もう一度だけ町長のお考えというか、決意というか、もう一度だけお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

それぞれの旧町内も含めて、また各地区の方でも、それぞれ役場職員が平準的にあちこちにいるわけではないんでありますけれども、いるところではいろんな地域の活動にも本当に積極的に参加しております。ただ、大きな今言われておりますボランティア活動についても、それぞれこの任務の中で参加するもの、あるいはまた別な立場で任務を離れて競技役員なり一緒になって活動するために参加するものと、そういった活動も増えてきております。ただ、議員が見ている目からすれば、先ほどのような運動会の例とかコスキン祭の例があるということの指摘が今されたわけでありまして、それには一定の理由づけが先ほど申し上げましたようなことでございます。しかし、それを含めながらも、もっともっとその職員が町民の皆さんと一緒に汗をかく場にいてほしいと、一緒になってやっていきたいんだということが願いであるという話でございまして、私どもも、そんなことも当然考えております。そういうことで、今質問ありましたことを受けて、これからもそういう思いを町民と一緒に行動するという思いを大切にしながら、仕事はもちろんのこと、仕事を離れても地域活動にも積極的に参加していくような環境づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 新たな動きを期待いたします。

それから、もう一度確認いたしますが、くどいようですが、自治会が空白になっている部分、この部分のなんとか対策、早急に是非お願いしたいと思います。お願いして、私の質問を終えさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、1番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番 高橋道弘であります。議長のお許しをいただきまして、先に通告いたしました2件につきまして質問いたします。

まずは古川町長、3期目の当選誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

さて、古川町長は常に人が元気、地域が元気、町が元気をスローガンとしてまいりました。そして、3期目の当選に当たり、古川市政の集大成とも言えるべき第5次川俣町振興計画を策定し、みんなでつくる元気いっぱい、笑顔いっぱいの町川俣を川俣町の将来像と決定したところであります。しかしながら、この第5次振興計画の将来像と現状の川俣町の実情は、あまりにも乖離しており、私はむなしさを感じるものであります。これまでの川俣町の10年間を振り返ってみますと、人口の減少は言うに及ばず、あらゆるデータが町の衰退を示しております。第1次産業は農林業センサスによると、5年間で農家件数166戸の減少、とりわけ稲作耕作農家は平成7年1,506戸から平成17年には754戸と、実に半分に減少をしております。第2次産業は、従業員数が平成7年の5,020人から平成17年には3,532人と30%も減少し、工業統計を見れば、川俣町の事業所数は平成11年の102事業所から平成20年には65事業所と37事業所も閉鎖されております。第3次産業も同様の状況にあります。従業者総数は全体としては横ばいとなっておりますけれども、商業についてみますと、商店数が284店から222店と22%も減少し、年間販売総額も10%減少しております。このように、暮らしを支える産業が大きく衰退している結果として出生率の減少や、そして社会的動態による人口流出が止まらず、大幅な人口減少と高齢化率の増加となって表れております。このような厳しい経済状況と社会情勢の中で、第5次振興計画の将来像や古川町長が常に口にする「人が元気、地域が元気、町が元気」を実現するためには、これまでの施策の成果と反省をしっかりと踏まえて、向こう4年間の戦略的方針と個々の施策の相乗効果を図る施策を確保することが必要と考えますが、これが具体策についてどうなっているのか、まず1点質問をいたします。

次に、厳しい社会経済情勢にかかわらず、時代の変化を見据えて頑張っている企業、団体、農家や、そして個人の方々への支援を充実していくことこそが肝要であろうと思っております。そういった企業、団体、個人の存在なくして、自治体間の競争に勝ち抜いて第5次振興計画の将来像、みんなでつくる元気いっぱい、笑顔いっぱいの町川俣を実現することは困難であると考えからであります。これらの支援策の充実について町長はどのような考えをお持ちなのか、第2点目に質問をいたします。

以上、2点大きく質問いたしますので、町長の向こう4年間の決意も込めて、率直かつ明確な答弁を求め質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第1点目、「人が元気、地域が元気、街が元気を実現する施策は何か」

についてのご質問でございますが、活気にあふれ、快適で安心なまちづくりを推進し、町民がいきいきとした「人が元気、地域が元気なまち」を実現する、まず自立計画を平成19年に策定をしたところでございます。本計画は、町民と職員一人ひとりが自覚と責任を持ち、町民と行政による協働のまちづくりを行う計画でありまして、将来像を実現する施策を「町民と行政の協働」と「行政の質の向上」を中心に考え、その施策を四つの分野に整理し、施策の体系化を図ったものでございます。まず、一つ目の施策、「活気あふれる産業のあるまちづくり」は、地域資源を活かした自然体験や農業体験などによる地域間の交流活動を推進し、活力あふれる地場産業の振興・育成を図るものとし、農業体験交流とイベント交流の推進、都市部企業と地場企業の交流の支援、二地域居住の事業等を推進しているところでございます。次に、二つ目の施策、「快適で潤いある住み心地よいまちづくり」は、生活の利便性の向上に努めるとともに、地域の個性を活かした潤いある生活環境の整備などに努め、暮らしの快適性や安全性の向上を図るものとし、生活交通体系の構築事業、地域づくり推進事業等を推進しているところでございます。次に、三つ目の施策、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」は、家庭や地域における教育力が向上するように、各種情報の提供や相談体制の充実、幼稚園・保育園、学校との連携や交流の充実及び子育て支援サービスと教育活動・学習環境の充実を図るものとし、保育環境の整備、学童保育の拡充、かわまた教育推進プランの拡充等を推進しているところでございます。また、人生の実りの時期をいきいきと安心して暮らしていけるように、健康の保持・増進のための施策の充実に努めるとともに、地域産業や地域活動など、様々な経験を通じて養ってきた豊かな知恵や技術を次の世代や地域社会に活かすことができる機会づくりに努めることとし、健康づくり推進事業等を推進しているところでございます。次に、四つ目の施策、「まちづくりを支える町民と行政の協働」は、町民が主体的に関わった自立したまちづくりを進めるため、町民の柔軟な発想と行動力が活かされる体制づくりや、町民の創造性あふれる考えの下、企画を町民自らが実現できるような体制づくりと、それらを支えていくための施策を推進するものとし、協働推進の体制づくり、住民サービスの向上等を推進しているところでございます。以上の四つが、自立計画の将来像を実現する施策及び、その内容でございます。また、第5次川俣町振興計画につきましては、これまでのまちづくりの成果をいかしながら課題の改善・解決を図るとともに、新たな目標と、その実現に向けた方策を明確化し、計画的かつ持続的なまちづくりを推進するための長期的な指針を示すものとして、前回の9月定例会におきまして議決をいただき、平成23年度からスタートするものでございます。本計画の推進にあたりましては、まちの将来像を「みんなでつくる 元気いっぱい 笑顔いっぱいのまちかわまた」として掲げ、本町の豊かな自然環境、そして先人が築いた素晴らしい歴史や伝統などの地域資源を受け継ぎ、地域社会の発展のために活かしながら、だれもが安心して暮らせ充実した生活を送ることができるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。そのためには、これまで以上に町民の皆様と行政とが情報を

共有し相互理解を図りながら、環境保全対策の推進、健康づくり・医療の充実、学校教育の充実、農林業の振興等、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、第２点目、「頑張っている企業、団体、人への支援の充実を、どう考えているのか。」についてのご質問でございますが、現在、我が国は少子高齢化、人口減少、年金不安などの解決の兆しも見られない状況の下、１００年に一度とも言われる世界規模の金融・経済危機のさなかにあり、本町においても生産や雇用の不安定化、消費縮小の波が押し寄せております。このような中、本町にとって何が大事なのかを考えたとき、それは、子どもから高齢者まで安全安心な日々の暮らしを守る生活環境の構築にあると考えております。そのため、一層の行財政改革による行政の質の向上を図りながら、次世代を担う子どもたちを心身ともにたくましくしつかり育むこと。また、若者が夢と希望が持てる、そしてだれもが安心して年を重ねることができる環境の整備、地域の特性を活かした農業、及び商工業の振興による雇用の場の確保、更に、心に潤いと安らぎを与え生きる力を育む文化やスポーツの振興に努めながら、町民力を活かした協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。現在、本町におきまして、協働のまちづくりについては住民が主体となった地域づくりを促進し、自治会活動の充実と地域の発展等を図る自治会への支援やまちづくり条例に伴う町民や町内の事業者で組織するまちづくり協議会への支援をしております。また、商工業団体につきましては、町を代表する特産品である川俣シャモの販売を促進するため、新商品開発、新メニュー研究、ＰＲ事業等を実施し、商業活性化及び地域活性化を図る川俣シャモ料理研究会への支援、そして企業相互の情報交換や技術者の育成を図るとともに、地域産業の振興を図るため機械金属加工事業者を中心に組織された川俣マテリアル交流会及び川俣町異業種交流会への支援などがございます。更には、農業関係につきましては、葉たばこ立枯病の細菌を駆除し作柄の安定と良質な葉の生産をするため、葉たばこ立枯病防除を実施する葉たばこ振興協議会への支援や、新たな産地化を目指し地域の農家が増えている小菊栽培農家に対しまして、ＪＡの小菊部会に対しまして小菊選別機の導入の支援、またニンニク栽培農家におけるニンニクの収穫の遅れによる実割れ等の品質低下を防ぐとともに、良質なニンニクの出荷量、生産額を増加するためニンニクの収穫機を導入したあぶくまニンニク生産組合への支援など、各分野のまちづくりについて支援をしているところでございます。このようなことから、自らの力とアイディアで町の活性化の取り組みを行う企業、団体、人へ支援をしていきたいと考えております。以上で、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、以後の質問は休憩後といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は２時２０分といたします。

（午後２時０５分）

◇

◇

◇

○副議長（高野善兵衛君） 再開いたします。

(午後2時20分)

◇

◇

◇

○副議長（高野善兵衛君） 議長が所用により欠席です。議長欠席のため、ただいまより副議長の高野善兵衛が議長を務めます。皆様のご協力をお願いいたします。

引き続き、1番議員の一般質問を続けます。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） ただいま町長から、今までやってきたことのるる施策の答弁があったわけでありますが、そういったことをやっても、先ほど私が述べたような町の実情にあるわけであります。したがって、今後、今までの延長線上では実現、将来像はできないわけでありますから、私は質問を出しているわけであります。それで、まず町長、人が元気であれば地域が元気だと、地域が元気であれば町が元気だと、基本は人が元気であることなんだと、こういう考えでよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

そのとおりであります。人を元気にして地域が元気、地域が元気で町を元気にしていきたい、そんな思いで取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、町長としては、人が元気になる必要条件というのは何だとお考えでしょうか。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 子どもからお年寄りまで、それぞれの年代に応じて元気に自分の毎日の生活を生き生きと暮らしていけることが私は大事だと思っております。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 普通そういうことになりますでしょうね。それで、難しいことかというと、その簡単に言えば社会的に自分という人間がその存在が認められている。それが通常、我々成人の人間であれば働いているということがいちばんの基本だと思うんですね。その働いていることを通して自分の人生目標というか、自分の人間としての目標というか、自己実現といいますかね、そういったものが図られるということが元気の源だというふうに考えるんですけれども、働くということ、これが働いている、社会的に自分が必要とされているんだということが自覚できる、そういった地域社会をつくっていくことがいちばん重要だと思うんですが、町長はいかがでしょうか。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問にありますとおり、社会的に働いていることを通しながら、その人の自己実現なり理想を実現していくことが大事だと思っておりますので、質問のとおりと同じ認識でございます。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君）　そういった考え方の下、町長が先に提案をしまして私は反対をしたんですが、第5次川俣町振興計画の中の23ページ、川俣町の将来像、誰もが安心して暮らせる学べるまちづくりというところの第1行目に、生活環境や生活を支える産業と雇用の安定は何にもまして重要であると、こういうふうに言っているわけでありますね。その雇用の場を、働くということがいちばん大切なんだと、こういうふうに言っているんですけれども、その具体的な施策というのは振興計画書を変に熟読をさせていただいているんでありますけれども、ちょっと、どこを探してもなかなか出てこないんですけれども、町長は具体的にはどんなことをお考えになっているのか、お聞きをしておきます。

○副議長（高野善兵衛君）　町長。

○町長（古川道郎君）　振興計画にございます中でのご質問でございますけれども、産業等、雇用の安定は何にも増して重要ですよということですね、私は雇用の場の確保には産業の振興を図っていかなくちゃならないと思って今も取り組んでいるところでございますが、その町内の企業力の強化を図りながら、そして、また企業の質を高めて、将来における企業の皆さん方のより以上の発展を考えて、その中から雇用の増、また、もう一つは、企業誘致も含めて働く場所の確保のために併せて取り組んでいく。しかし、企業誘致を図るためには、いわゆる町内の企業力が高ければ高いほど新たな企業についても立地してくる可能性が高いという、この条件等もございますので、そういった意味でも町内の企業力を高めたい。そんなことで前にも申し上げておりますけれども、町内のマテリアル交流会を立ち上げたり、あるいは異業種懇談会の中での受発注の拡大を図っているところでございます。具体的には、今年度に入って新たに地元の大手の企業から、また地元の人数からいえば大きな会社に仕事をよそに出さないで町内で完結する形で出すというような商談もまとまって、現在10月からその仕事も動いているようなことでございますので、そういった産業の振興を図り雇用の場を図っていききたいと、そんなことも考えております。

あと、もう一つは、町内の企業には、いわゆる優秀な企業が頑張っている皆さん方があります。しかし、物づくりについては、なかなか勤める人については選ぶといいですか、あるようでありまして、先ほど未就職者の就職対策もございましたが、私も個々に歩いてみますと、うちでも来てほしいんだけど、来てもらえないという話も聞かされております。しかし、その会社の仕事の内容は日本の国内でもトップメーカーの仕事をし、それを完成品として出している仕事、すばらしい仕事をしているわけでありますので、そういった頑張っている企業がこういうことをしているんだという情報を出すということも私は大事だと思っておりますので、このマテリアル交流会は金属加工業でありますけれども、異業種交流会も含めた他の製品も含めた今度はその産業全体のそのような会を立ち上げた中で、この展示をしながら、また紹介をしながら、町民の皆さんにも、特に若い皆さん方には町内の企業、どんな企業あるかということをもっともっと知らせていく必要があるかなと思って、現状をこの4年間の中でそういったものを具体化していきたいと考えているところ

でございます。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） ただいまの町長お話は、先ほど最初の答弁であったことと同じことなんですよ。それは、一生懸命やっけていていろんな施策を展開している。だけれども、現実にはさっき言ったように雇用労働者は第2次産業だけでも2,000人近く減っている。1次産業も減っている。第3次産業だけは横ばいだけれども、売上高が伸びないから結局働いている人の賃金は伸びない。だから、町全体に閉塞感があるわけじゃないですか。町長の言う元気いっぱいではなくて、元気がない町になっているわけですよ、現実。だから、その現実と乖離があるわけですけども、だから、そういった閉塞感が漂っているような町になっている、寂しい町になっている。この原因は、そういう努力をしていることは私も認めているんですよ。分かっていますから。努力はしているんだけど、その実現できない、かえって、ますます後ろ向きになっている、マイナス傾向が入っている。その原因はどこにあるというふうに町長は考えていますか。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 本当にご質問にありますとおり、いわゆる生産高も少なくなり、雇用も減る、人口も減少傾向にあります。それは、私が考えるには、町内の企業について良い会社、企業はあるんでありますけれども、そういったことについての果たして内容を知らない方も結構いるんじゃないかと。例えば福島に行こうが、あるいはまた東京に行きたいと若い人たちが希望があるわけでありましてけれども、戻ってきている方もたくさんいるわけでありまして。そういった中で、地元の受け入れる企業が、こういう企業があるんだということについても、やっぱり理解がないと帰ってこられても、川俣に帰っても仕事がないんだと、よく言われますが、先程来言っているように、仕事に来てほしいという会社もあるわけでありましてから、そういう情報を出すのが私は川俣は遅れているところがあるのかなと、そんな思いでありますので、もっともっと企業の状況というものを町民の皆さんの前に知らしめていくことが大事かなと考えているのが一つでございます。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長、そういうことは対策の話であって、原因は何か。情報がないから閉塞感があつたり、情報がないから就職できない、そういうことではないですよ、現実。絶対的に働く場所が少ない。それから、多種多様な雇用の場がない。だから、就職のミスマッチもある。希望する職種と働く場所が合わない。それから、絶対的には雇用の場が少ない。だから戻って来れない。あるいはほかに就職するしかないというのが川俣町の現状だろうと私は思うんですが、町長はそう思わないんでしょうか。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、行っていく、また、これからの考えている対策、対応について申し上げます。

たけれども、現状は質問のような内容だと思っております。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） そうしますと、現状は私と全く認識は一致だと、雇用の場が少ない、あるいは多種多様な職種がないと、川俣町には。そういったことで就職のミスマッチの問題、雇用の場が少ないという二つの原因が大きな原因だということで、町長と認識は一致するんですが、さて、そういった中で、じゃその町長が町の長として今進めていられますよね、いろんな施策。具体的に言えば、今議会に上がっている例えば川俣町光風園を民営化しますね、移譲しますね、すみよし保育園を4月1日から民営化しますねという話がありますね。私は、基本的に民営化そのものに根本的に反対するものではありませんけれども、今、町長が進めようとしている光風園の民営化の問題、それから、すみよし保育園の民間委託の問題、これによって、じゃ町長の言う元気いっぱい町、笑顔いっぱい町になる、その施策の一つにつながっていくのか、そういうふうにお考えですか。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 私は、町政の運営の中で、民間でできるものは民間でお願いします。それによって活力を出していくんだというような話も申し上げてきております。今般、すみよし保育園も4月から民営化を考えておりますけれども、それによって多種多様な保育ニーズに対応すると。それによってお子さん方が確かな保育を受けられることができるというようなことの内容を深めていく、また広げていくと、そういうことを目指した内容になっておりますので、私は民営化が一方向的に悪いものだというような立場に立っておりませんので、議員もそのようにおっしゃっておりますけれども、今回の案件も、そのようなことで考えて、すみよし保育園については今まで以上に保育内容の充実を図るというようなことで考えての事業でございます。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） ですから、民営化が良いか悪いかという議論をしているのではないですよ。今、町長がやろうとしているその光風園の民間への移譲、すみよし保育園の民間委託ということが、町長が言うように元気いっぱい、笑顔いっぱい町につながるんですか。だから、要は民営化することは良いことだから何でも民営化すればいいということじゃないですよ。中身が問題じゃないですか。少なくともどんな民営化に当たっても、そのサービスを受ける利用者の方、町民の方、その人々が今まで以上に良いサービスになる、これ条件ですね、絶対的な条件です。今までより悪くなるんならやることないですよ。それから、二つ目には、そこに働いている人々が今まで以上に夢や希望を持って、さっきいちばん最初に確認したとおり、自分の人生目標は、あるいは暮らしが、それによって更に安定をして、そして誇りを持って働けるようなそういった環境になるのか。どっちも達成しなくちゃいけないわけでしょう。利用者も受益を受けるサービスを受ける方も良くなる、サービスを提供する、そこに働く人も良くなる、この両方が達成されて初めて本当

に良い民営化のわけじゃないですか。今、町長がやろうとしていることが、その両方を達成する中身になっているというふうに町長はお考えなのかということを聞きます。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、すみよし保育園についても民営化をすることによっての、子どもたちが今まで以上のサービスの中で良くなっていくという認識に立っておりますし、また、働く人も今現在、臨時でいるわけではありますが、そういった方々が正式な職員として社会福祉協議会ですか、そちらの方の中で対応できるということになりますから、私は今まで以上に安定した中で自分の自己実現といいますか、理想とする保育の業務に私は励むことができるんじゃないかと、そんな考えでおります。また、光風園の問題につきましても、今議論されております移譲先については決まったわけがありますが、私は医療と福祉が一体となった中でやることによって、今まで以上に入所者の安全安心も守られ、また将来に向かった安全性、安心性も確保されるものと思っております。また、働く人たちも今までの環境が変わりますから、それらについてはいろいろ課題があると我々も認識はしております。その課題を克服しながら、全国的に、また県内的に見てもその待遇も含めて落ちることのないような対策、対応をしていくことも大事だと思っております。一概に民営化したから全くその地域経済がマイナスになってしまうんだというようなことだけはないというふうに思っております。また、関連するいろんな業界の皆さん方についても、これは従来どおり、それについては対応していくというわけありますから、無くなるわけではないんでありますので、そこで対応していくことによって今までと変わりにく納品し、また従来の取り引きが継続できるということになっておりますので、私は進め方については今の、今回提案したようなことでの考えで対策をしっかりととりながらやっていくんだということで考えております。以上で答弁いたします。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 言葉で言うと何ら矛盾がないように聞こえるんですけども、じゃ具体論で申し上げれば、例えばすみよし保育園で言えば、今1億8,000万円前後の年間の経費がかかっていらっしゃるかと思うんですけども、金額今ちょっと予算書持っていませんから正確には申し上げられませんが、それを大体1億1,000万円から2,000万円で委託するという話ですよ、1年間にいえば。圧縮幅が5,000万円とか6,000万円くらいですね、多少数字が下がったとしても。いずれにしても、今までの経費の3分の2くらいであがるんですよというふうな話になるわけです。じゃ、その3分の2の経費は、だれの犠牲によって3分の2の経費の圧縮ができるのかといったらば、正職員、役場の正職員の、いわゆる公務員給与から民間給与に変えることによって安い給料で働く人が増える、圧倒的に安い給料の人たちばかりの職場になる。それから、もう一つは、町長の話だとみんな正職員になるような話していますけれど、実際には半分しか正職員にしなくて半

分は臨時、嘱託のままおくんだと明確に計画に載っているわけじゃないですか。そうすると、今までの半分の人は全く今までと同じ。あるいは役場が雇用するんじゃないから、臨時職員の賃金雇用規定も適用されないから、社協さんが決めた雇用規定に入るわけじゃないですか。今までより良くなるという保証はどこにもないわけですね、一つは。それから、光風園でいえば1人13万円の措置費で運営しようと思えば1億1,000万円くらいしか年間収入ないわけですね。実際は。それでやってくださいというふうに移譲するわけじゃないですか。そうしたら、今までの働いている人たちの賃金、雇用条件が良くなるかといったらば、悪くなることしか考えられませんね、私から言わせれば。だって、やっていけないから今まで1億円近い金を光風園と緑風園に構成市町が分担金出して今の水準を保っているわけでしょう。そして、そこには緑風園でいえば100名、光風園でいえば75名の方が入所しているわけですから。その人の生活費取ったとすればですよ。職員の給与に関わる、働いている人に関わるお金は光風園でいえば、せいぜい6,000万円か7,000万円しか持ち得ないですね。そこに20人前後の方の職員が働くということになれば、割算すれば単純な話であって、そんなに今までより良くなるなんていう話にはならないじゃないですか。ですから、それは移譲先の話だというふうに町長は言いますけれども、移譲するのは町長じゃないですか。決定してやるのは。だから、移譲するに当たって利用者の人も町長言うとおり、いろんな保育がこれからできるようになるんですよと、民営化するから。なにも直営だからできないということはないですね、いろんなサービスだって。できなくてしょう、町長がやれと言えぱできますよね。ただ、直営だとお金かかるから民営化して安く仕上げましょうというのが基本なわけでしょう。だから、民営化をして利用者の人が良くなる、子どもさんはよいサービスを受けられる、保護者も安心して働けるということは担保するんだかは知りませんが、一方、そこに働く人々の元気いっぱい、笑顔いっぱいになるような条件は町長としては、どういうふうに担保できているというふうに考えているんですか。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 個々の話になる予定はなかったんですが、考え方としては、町の先ほど申し上げましたが、これは本当に行政の方で公助、自助、共助とありますけれども、その中でいって役場、あるいは公的なものをやらなくちゃならないんだと言っていますが、市役所も市役所がやらなくちゃならないんだということも、また、こちらは民間の方の全国でいろんな進んでいる例があれば、そういったノウハウを生かしながらやっていくのも大事だろうというようなことで考えております。これについては川俣町だけで運営しているんでありませんので、これは2市3町でやっておりますから、それぞれ広域の中で話し合いを進めてきておりますから、2市3町の信頼関係の下にこれやってきている経緯がございます。

今お質しがあります、いろんなことは分かるけれども、じゃ働いている人にどうするんですかというようなことも話がございましたから、そういったものもやっぱり

最大限の理想を追求していく中での解決を私は図っていくのが大事だと思っておりますので、そういったことは広域の中でも話を申し上げてきているんでありますけれども、そのような考えで今までは取り組んできたということをご理解を賜りたいと思います。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 古川町長、そういった姿勢が、いわゆるそれは広域でやっているんだから川俣だけではないんだとか、すみよし保育園の話でいえば、受けた社協の方が、そこは町が要望しているんだからきちっと対応してくれるものだと思いますとかと言うじゃないですか。それって責任回避でしょう。だから、川俣町が9月議会の一般質問でも申し上げましたけれども、ほかの町に比べて、例えば保育園の話だって、町長、同僚議員の質問に対して、1 子目は普通3万円上限で取る。2 子目は3,000円補助金出す。3 子目は完納していれば全額無料にしますよと、乳児検診も全額無料にしましたよ、中学生まで医療費無料化にしましたよ、いろんな良いことやっていても、それがつながってこない。相乗効果になってこない。その原因は何かというと、いちばん肝心なことを最後に挙げるからですよ、町長。いちばん肝心なところを町長が押さえずにちゃいけないんですよ。だから、そのことが川俣町の閉塞感に私はなっているんだと思う。だからといって川俣町が明日から、すぐ明日から良くなるなんてことは私はないと思いますよ。けれども、町長が本当に町民の暮らしとか、そういったものを考えて雇用の場を一つでもつくっていかう、安心して働ける場所をつくっていかう、低賃金、不安定雇用労働者をなくしていかう、そういうことの先頭に立って町長が努力している。その姿が、その場その場の携わった、関わったときに、町長にそこに信頼感が大きいとか、みんな本当に信頼して力ついてくると思うんですよ。そのところがいちばん抜けていると思うの。だから、例えば先ほど同僚議員が言ったすみよし保育園、光風園だけの問題じゃないでしょう。役場にだって10人からの安定的雇用的臨時雇用労働者いつもいるんだ、臨時職員ね。その人のことの改善なんていうのは、私議員になってから1回も聞いたことないですよ。福島市だって例えば臨時職員に冬のボーナス、夏のボーナスくれているじゃないですか。川俣町は1銭もくれないじゃないですか。それでいて、人が元気がいっぱい町なんていうことはなりっこないですよ。だから町長は、そういうことを一つひとつ具体的に当たって本当に指導力を発揮しなくちゃいけないと思うんですよ。その保育園の問題、今、光風園の問題、質問していますけれども、もう一回そこをきちっと見直して、利用者にとっても、子どもさんにとっても、保護者にとっても、入所者にとっても、そこに働いている職員にとっても、いちばん良い案というものをもう一回見直していかうと、そういう気持ちはないのかな、そこを聞いておきます。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

町民の暮らしを守っていくということが私のやっぱり最大の責務でありますから、

今ご質問でありますように、いろんな施策、対策をとってやってきております。今、絞られた点があったわけでありませうけれども、保育園につきましても、これをやることによって私は町民の暮らし、子どもたちのことをより一層守れる環境にしていきたい。そんなことで考えて、何回となく議論を重ねながら方針を固めて具体的なことに入っていることをご理解いただきたいと思いますし、また、こういう問題につきましても、これらについても何回となく広域の中でも話をし、川俣町におかれている立場、歴史的なことも含めて、それは申し上げてきております。それを受けながら、今般提案し、また説明した内容のことに私は結びついたらんじやないかなと思っております。黙っておれば、そういったことはなかったんじやないか、そんなことを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） いろんな議論を積み重ねてきたのは、町議会が今のままではだめだということを桑折町議会さんもそう意見を述べた。川俣町議会も全会一致で述べた。その結果として議論になったのであって、管理者自らが、これではだめだろう、これではだめだろうなんていうことで議論して、積極的に向こうから提案があったなんていうことの経過ではないですからね。ですから、今、町民の代表たる議会でこれだけ侃々諤々、同僚議員も質問し、私も問題提起を申し上げているわけだから、なにも固定的に物事は考える必要はないわけでありまして、もっと柔軟に住民の声、働いている人の声、議会の声というものをきちっと聞いて生かしていくということを努力をさせていただきたいなということを申し述べて、次の質問をさせていただきます。

次の質問も関連はするんですけれども、振興計画の4ページに、景気後退と産業構造や就業形態の多様化というところがあって、下から3行目に、柔軟な経営感覚を持つ産業の担い手の育成、社会的支援を充実していきたい、こう書いてありますね。それから26ページには、活気ある産業を育てる町というところがあって、4行目に、更に農林業については、農林業従事者の高齢化や後継者不足などが深刻化しているためうんぬんかんぬんとか書いてあるわけですよ。更に40ページを見ますと、雇用対策の推進というところがあって、下から2行目ですね、「また」というところから、農林業や商業など後継者の不足する職種の人材確保及び育成と併せた雇用対策の推進を図りますと、こう大変的確に現状をとらえて述べていらっしゃるわけであります。しかしながら、ここに第5次川俣町振興計画第1期実施計画案というのがあるんですね。ここに平成23年度から25年度、来年度からやりましますよという一覧表があるわけなんですけど、この中の10ページから、活気ある産業を育てる町ということでいろいろ事業がいっぱい載っているんですね、これね。いっぱい載っているんですけども、後継者対策、担い手対策の事業はゼロなんですけれども、これだけ基本構想で担い手不足で商業も工業も農業も農林業もそうだと、だから担い手を育成しなくちゃいけない、そして雇用対策を推進するんだと言っているわけですよ。しかし、23年度から25年度までは何もやらないと書かれてい

るわけですね。これは何もやらないというふうに解釈すべきなのか、抜けていらっしやるのか、そこをお聞きしたいんですけど。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ここの第5次振興計画の第1期実施計画の10ページからの関係でございますが、これについては予算を伴って処理していることについての項目が多く書かれておりまして、ご質問にありましたように後継者対策については、ここでは認定農業者連絡協議会の育成事業ということだけが載っているところでございます。ただ、これは私は先ほど同議員に申し上げてきましたけれども、いわゆる後継者問題が重要なんだと、後継者対策は大変なんだと。ですから、これはもう23年度から早速これはかかっていく事業だと私は思っております。この認定農業者連絡協議会も、この中でも年代的に見れば60代の方々も多くいるわけでありまして。しかし、その下の息子さんたち、20代の人たち、30代の人たちについては、どこもフォローするところがないわけでありまして、そこを強化する意味で、ここの11ページの認定農業者連絡協議会については、今ご質問を受けて答弁するわけでありまして、その中で位置づけをしてやっていかなくちやならない事業だと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 認定農業者の話は前から載っていた話なんですよ。でも、担い手育成の話というのは、この第5次振興計画で町長自らが肝入りで基本構想にも位置づけしてやっているんだらうと私は理解しているんです。その認定農業者が23年度からやるんだというんですけど、例えば私マイナス面のことばかり資料を挙げていますけれども、町長、プラス面もあるということ分かっています、統計の資料を眺めていきますと。例えば過日、産業課長から農林業施策に関する条例に基づいて出してないという報告書をこの前出したわけですけど、そのデータを見ますと、例えば農家戸数は大幅に減少していますよ。だけれども、専業農家数は平成7年が111戸かな、それに対して平成17年が139戸、28件伸びているわけですよ。それから新規就農者数も平成17年19人に対して、21年は29人だと、伸びているわけですよ。だから、これから農林業というのはT P Pの話もいろいろありますけれども、要は国の源は農だというのは、これはだれしもが否定しない事実であって、こういった中山間地農業を基本とした町においては、いくら第2次産業、第3次産業の経済的ウエートは高くても、農業が、農林業が順調にいつているかいつてないかということが地域経済に及ぼす影響というのは心理的にも非常に大きなものがあるわけですよ。そういった中で、そういった農林業の担い手を、あるいは商店も含めてそうですが、確保していくということは大事なことだと町長も認識しているわけですよ。認識しているんだけど、どういうわけか町長になってから川俣町定住化総合対策事業というのがありますよね。川俣町定住化総合対策事業ってあるじゃないですか。それで、保育園の奨励金とか何とかやっているわけですよ、

町長。けども、そこに昔あった後継者奨励金制度というのがありましたよね、50万円だったか100万円だったか、ちょっと私記憶にありませんけれども、農業後継者なり、そういった後継に就いた場合は一時金あげますから、是非後継者として戻ってきてください、やってくださいよという制度がありましたよね。あれ、無くなっていますよね、町長になってから。だから、言っていることと対策がつかないと思うんだけど、そこはどういう考え方なのか、復活する考えがあるのかどうかを聞きたいと思います。

○副議長（高野善兵衛君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

農業の後継者又は商業の後継者というのが平成6年から事業が展開をされておりまして、平成12年に一度制度が変わりました。これは新たに後継者となりまして3年までは後継者で一生懸命がんばってくださいというようなことで、平成12年までは策定をされておりまして、平成13年度からは、ある程度10年くらい後継者として一生懸命がんばってくださいということで、その該当する年数が変わったところであります。それで、平成16年度におきまして、今回の後継者の分につきましては一応廃止というふうになりました。その中身等でありますけれども、平成6年から12年の間が7件ありまして、あと全体的には12件ほどになったということもありまして、なかなか件数も少なかったと。そういうことで現在はやってございません。以上で答弁いたします。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

農業者、農林業の話はしてきました。本当に1次産業でありますけれども、一生懸命頑張っている方々がおりますので、私は若い人を、先ほどから申し上げておりますけれども、20代、30代で親の後を継ぐために帰ってきて一緒になってやっているということについては大変うれしく思っていますし、そういったものに支援することは何らやぶさかでないと思っておりますので、今後また、先ほど申し上げました認定農業者の中における、更にまた若いグループですね、そういったものについての支援策については、新たにまた研究をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 是非見直して、言っていることとやっていることの整合性がとれるようお願いをしたいなと思うんです。それから、まだ5分以上ありますね。これも町長、新しく唯一入れたと思うんですね、実施計画の13ページの雇用対策の推進に新規雇用助成事業というのがあるんですね。これは新しく作ったんですよ。新たな雇用を創出するため、新規に雇用した事業所に対し雇用助成金を交付し地域の活性化を図りますと、こう書かれているんですよ。これ23年度からやるという事業の第1次実施計画に書かれているんですよ。これが中身と23年度から即実施をなさるのか。そういった場合、光風園の話とか済生会の話とかすみよし保

育園の話とダブるんでありますが、民間事業者ですから、これ雇用した場合に光風園の人たちも社協も該当する、そういった施策になり得るものなのかどうか、その概要、当分来年度予算すぐ作るんですからあるんでしょうから、概要についてお知らせをいただきたい。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） まだ、この概要等については、これは新年度の予算になるものでありますから、今のところ具体的なものについてはまだ検討しておりませんが、この新規雇用助成事業については、それぞれの対応の中で川俣町の活性化を図る位置づけの中で具体化していきたいと考えておりますので、これからの計画の中に、また意見を寄せていただければと思っております。以上で答弁いたします。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） だんだん時間がなくなってきましたので、だんだんまとめたいと思うんですけど、あと町長、どういうふうに、どれだけ認識あるかお聞きしておくんだけれど、いろんな今回の定期監査報告でも、例えば町営住宅の家賃の滞納数は著しく伸びていますと、保育料は努力してだいぶ減っているようではありますが、著しく伸びているわけですね。一般的に雇用の場がないということは、所得がないということですよね。これ企画財政課で出している市町村民所得関連仕様というのがあるんだけど、平成18年の資料しか最新の資料があれなんですけど、市町村内総生産というのが平成9年度、平成18年を比べると37億も減っているのね、川俣町は。それでいて、それが影響して1人当たり分配所得というのがあるんですね。1人当たり分配所得、町民のね。これが平成9年は224万円、1人ね。平成18年は203万3,000円、1人当たり20万円も減っているわけですよ。そうすると、振興計画にここのところに1件の世帯数というのが載っているのね、これね。3.18人と載っているんですよ、これ、平成17年でね。ということは、1戸当たりになると10年間で60万円所得が減ったということ、川俣町は1戸当たり。それだけ厳しい状況にあっている、町民の暮らしが。そういった中で、先ほどいったようにすみよし保育園の話にしても光風園にしても、更に低所得の働く人々をつくっていくと、こういうことにつながると思うんですけど、そういうご認識にはなりませんか。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 川俣町の分配所得は、県内でも低い方であります。また、納税額も低い方であります。これは統計的にずうっと調べれば出ておりますし、私も、それは気にかけているところでございまして、それを上げるには、やっぱり産業の振興を図る、雇用の場の確保をしていきたいと、そんな思いであります。ご質問にありますことにつきましても、そういったことも十分踏まえて、この対応と対策については当たっていききたいと、そのように思っております。

以上で答弁いたします。

○副議長（高野善兵衛君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） いろいろ質問させていただきましたけれども、産業が振興したからといって一人ひとりの労働者、一人ひとりの家計所得が伸びるという保証にはなりませんね。それは、過去の日本全体の所得構造を見れば明らかではないですか。派遣労働者、期間限定労働者、そういったものが増えることによってコストを削減して、企業の利益を伸ばしている。だから日本の企業の利益は復元したけれども、日本の個人個人の家計は伸びなかったというのが過去10年間の日本の経済政策の歴史じゃないですか。それと同じことを今、古川町長はやろうとしているんですよ、私から言わせれば。だから、政策は点と点だけでは決して効果は上がりませんよね。町長。こっちでやっていることも、こっちでやっていることも結びついて、線になって、それが面になって、面を組み立てると立体的になるから、それをきちっと組み立ててマネジメントしていくのが町長の仕事だと私は思うんですよ。ですから、今、長い間のすみよし保育園についても、全県下では市町村で乳児保育園を造ったなんていうのは川俣町しかありませんよ。養護老人ホームだって川俣町しかありませんよ、いちばん最初につくったのは、町村では。そういった川俣町の歴史、財産を象徴するものを十分な検討をしないで放棄をしている、あるいは民営化をして、あと携わらないようになってしまう、そういった先人の苦労を無にするような施策を是非やめていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○副議長（高野善兵衛君） 次、11番議員 三浦浩一君の登壇を求めます。

三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 11番 三浦浩一でございます。

まず、先の選挙において無投票での当選おめでとうございました。今後4年間の舵取り、ご苦労さまであります。今期初めての議会であり、改めて以下通告どおり質問をいたします。町長の強いリーダーシップで、工場跡地の開放を願いたいということで、1番目、川俣精錬跡地の利活用を問う。

1、貯水池の管理について。

2、第5次振興計画にも明示されているように、歴史と文化と大切にしたいという思いなら、それにふさわしいものは残すべき。行啓碑と赤レンガの部分、また工場部分は卓球愛好家の方々のために利用すべきと考えるが、どうか。

3、民間ディベロッパーの動きはないのか。

4、広瀬川の周辺改修もほぼ見通しが付いた今、河畔整備は必要、一体的に考えられないか伺います。

2番目、図書館の早期開館に向けて。5次振興計画にもその必要性がうたわれている図書館の整備充実のプロセスを伺います。

3番目、ナラ枯れへの対策について。緑の中に光る町川俣、このキャッチフレーズにふさわしい環境づくりに努力しているにもかかわらず、被害が拡大しているカシノナガキクイムシ、この虫の駆除予防策について伺います。以上であります。

○副議長（高野善兵衛君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 11番 三浦浩一議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第1点目「川俣精錬跡地の利活用を問う」の(1)「貯水池の管理について」のご質問でございますが、昨年の12月定例議会の一般質問で、三浦浩一議員に答弁申し上げましたとおりでございます。その後の変更はない状況でございます。現在は、危険防止のため貯水池に立ち入らないように看板を設置し、地域住民皆様や、特に隣接している川俣南小学校などへ注意を喚起しているところでございます。

次に、(2)の「行啓碑と赤レンガの部分は保存し、工場部分は卓球愛好会の方々のために利用すべきと思うがどうか。」につきましては、昨年の12月定例議会の一般質問にも答弁をいたしました。状況は変わっていない現状でありまして、町といたしましては現在のところ見守るほかになく、施設の利用につきましても同じ状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)の「民間ディベロッパーの動きはないか。」につきましてでございますが、現在のところ、この1年間、民間のディベロッパーの動きはございません。ただ、川俣精錬の跡地については、最初、民間の方の動きがありまして、次を受けてやるというような会社が出てきたわけでありすけれども、最終的には必要とする資金の確保ができなくて、これを取りやめざるを得なかったというような経緯がございます。当時、再雇用として精錬に働いている皆さん方について面接までも終わって次のスタートということになったのでありますが、最終的に資金需要がつかなくてあきらめたというような経緯がございましたが、それ以降は、うわさでは大手スーパーが来るとかという話は聞いたことはございますけれども、町の方になり、あるいは関係機関の方に、そういったものについて話を出されたということは伺っておりませんし、町の方にも来ておりません。この1年間の動きは全くないというような状況でございます。

次に、(4)の「広瀬川の周辺改修もほぼ見通しが付いた。今河畔整備は必要、一体的に考えられないか。」ということでございますが、先に答弁を申し上げましたが、川俣精錬跡地につきましては、現在のところは見守るほかになく、広瀬川河川改修に伴い、川俣精錬跡地との一体的な河畔整備につきましては、現在のところ難しいものと考えております。

2番目については、教育長の方から答弁をいたします。

3番目、ナラ枯れへの対応についてでございます。カシノナガキクイムシの駆除、予防策についてのご質問でございますが、現在、町といたしましては県と連携を図りながら警戒をしているところでございます。このカシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」につきましては、福島県では平成12年に西会津町で初めて確認されてから被害が拡大し、昨年、平成21年に県北地方で初めて確認され、今年に入り隣接市の福島市、二本松市、伊達市全てに確認されたところでございます。駆除、予防策につきましては、県による会議、研修会を通して情報を収集しているところでございますが、駆除といたしましては、薬剤による燻蒸、焼却、炭化处理、破壊処理などでございます。また、予防策といたしましては、カシノナガキクイムシ被

害は特に樹齢５０年以上の老齢樹に多いことから、ナラの木を更新をしていくことが効果的と言われております。町では、今年に入りナラ枯れの情報をいただき、県にその調査をしていただいたところでございますが、カシノナガキクイムシではなくカイガラムシによる被害でございました。町といたしましては、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについて十分に注意をしながら、監視等を行いながら早めの対応が大切だと考え、その対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○副議長（高野善兵衛君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 第２点目の「「図書館の早期開館に向けて」第５次川俣町振興計画にもその必要性がうたわれている図書館の整備充実のプロセスを伺う。」とのご質問でございますが、本町におきましては、心豊かでたくましい子どもの育成を目指し、平成１８年４月より「かわまた教育推進プラン」の三つの学習プランの一つに、読み聞かせ読書学習プランを策定いたしまして、幼稚園、保育園、小・中学校が一体となった読書活動を推進してまいりました。本年３月には「読書が大好きな子どもたちがたくさんいる町」を読書活動の本町のスローガンに掲げ、「川俣町読書活動推進計画」を作成するとともに、各教育機関に設置する蔵書充実のための予算を配当し、学校と家庭が一体となった読書活動を推進いたしております。一方、町民の皆さんの生涯学習に対する関心の高まりを契機といたしまして、現在、中央公民館内に設置いたしております図書冊数の充実を目指し、これも平成１８年度より毎年図書買入予算の配当に努めまして、利用者のニーズに応えるため努力をいたしておるところでございます。

さて、本町における図書館の整備充実のプロセスでございますが、町は第５次川俣町振興計画を平成２３年度からスタートさせますが、計画の中に、町民の読書ニーズに応えるため町立図書館を設置することが盛り込まれたところであり、教育委員会といたしましては、第５次川俣町振興計画策定に基づきまして前期基本計画期間でございます平成２７年度までに町立図書館基本構想をまとめ上げ、基本構想に基づく図書館設置計画書を作成のうえ、平成２９年度に構造デザイン及び設置に必要な備品等を含めた設計を完了いたしまして、平成３０年度に図書館建設に着手したいと、このように考えております。以上で答弁といたします。

○副議長（高野善兵衛君） 三浦浩一君。

○１１番（三浦浩一君） まず、精錬跡地の利用についてでありますけれども、貯水池の管理については、以前、同僚議員も発言されていましたが、全く危険な状況であります。しかも、南小学校の前の貯水池については、あそこの道路の拡幅もあって、今ちょうど直し時じゃないかなと、そのようにも考えるんですね。あそこ地盤を下げて平にして供用してはどうかと思います。どうでしょうか。

○副議長（高野善兵衛君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

精錬跡地の部分につきましては、なかなか所有者の方が破産をされていないとい

うことがございました。あと、抵当権の設定者が銀行さんということで、今の現在の中では管理するものがないような状況に今なっております。町で、その他人物の所有物に対していろんな、例えば土を入れたり、あとは柵を補強したりというようなこともなかなかその手入れについては、なかなか行政で立ち入る部分についてはなかなか難しいという法的な部分もございまして大変苦慮しているところでありますけれども、そういうことで、とりあえずは危険の喚起を促すというようなことで、あちらこちらに危ないんで入らないでくださいというようなことの看板を設置をしまして、子どもたちが分かるような形で、ひらがなで書かせていただいたところもありますけれども、そういうことで今状況を見守っているということでもあります。もう少し状況などを再確認をして、あとはいろんな部分、関係機関があらうと思いますので、そちらの方とも相談をさせていただいて、もし町の方で何らかの形の手だてをしようとした場合に法的にまず大丈夫なのかどうなのかという部分も踏まえて、いろいろと検討していきたいと思います。以上で答弁いたします。

○副議長（高野善兵衛君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 確かに今おっしゃられたように、法的な問題でできないところもあると思うんですけれども、過日、NHKの番組だったんですけども、完全に所有権がどうなっているのか分からないような状況、そういうふうな建物を撤去する事例が放映されたんです。この案件、新しくこれから4年間川俣町の舵取りをするわけですので、もう、いつ、そういうふうな結論が出されてもいいような状況に、来年になるかもしれない、それに向けてひとつ、この地区はどのようにしようかという考えがあったらば、じゃ町長、お聞かせ願いたい。

○副議長（高野善兵衛君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁いたします。

今は町では、あそこのところをどうしようというような考えは持ってまだありません。ここは未処理の案件ですので関係者が多数いるとも伺っておりますし、どのようなことに進んでいくのかも、まだそれぞれの方からも聞いてはいない状況でありますので、質問にありますように、町としてはあそこをどのようにしていくかということについては、今のところ考えは持っている状況ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（高野善兵衛君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） それでは、あそこの工場用地の納税状況ですね、どのようになっているか伺います。

○副議長（高野善兵衛君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

ご質問は、川俣精錬跡地の納税の状況についてのご質問でありますが、私は個々の事例について、個々の税の状況についてここで答弁を申し上げることは差し控えさせていただきます。一般的なことを申し上げます。税の事務の中のちょっと細かい話で恐縮でございますけれども、税は、特に議員お質しは恐らく固定資産税

ではないかと存じますけれども、まず、課税をします。最後は徴収をいたします。徴収できないものは最終的な目標は欠損処分。では現在、一般的にですね、土地がある、建物がある、登記がある、課税はできますというか、課税はしなければなりません。よって、課税はいたします。一般的に実態としてのその納税義務者が実態として存在しなければ、あるいは担税能力がなければ、税を負担する力、担税力がなければこれは徴収はできないことになります。そうすれば、手続きのうえ不納欠損処分をします。ということで答弁とさせていただきます。以上です。

○副議長（高野善兵衛君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 川俣精錬には借地もあると思うんですけれども、割合はどうなっておりますか。

○副議長（高野善兵衛君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 答弁を申し上げます。

借地の、旧精錬跡地の借地の割合ということでございますが、今、手もとに資料ございませんので、後でご報告を申し上げたいと思います。

○副議長（高野善兵衛君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） それでは、後でということですので2番に移ります。

平成30年着手ということで、果たして私が生きているのかなと、ずいぶん時間がかかるもんだなと思っておりますが、図書館の本ですね、寄贈をしたいという方がおられるんですけれども、その対応についてどのように。

○副議長（高野善兵衛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁させていただきます。

図書寄贈に対しての対応ということでございますが、いろんな図書寄贈の形態がございます、家にある図書を見て持っていってくれという場合もありますし、持ってきてくださる場合もあります。図書の傷みとかも結構ある図書もありますし、選んで持ってきている場合もありますし、おおむねは公民館の方に持ってきていただいているところが現状でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（高野善兵衛君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） この蔵書については、かなり思い入れがあって、各々それなりの取り扱いをしてくれるものだろうと思って皆さん寄贈をされるはずですので、その辺丁寧に扱ってほしいものだと思うんですが、その辺どうですか。

○副議長（高野善兵衛君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 町内の皆様方より年間数人の方々から図書の寄贈ございます。有り難く、また丁寧に扱って引き受けているところでございます。

○副議長（高野善兵衛君） 三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） それでは、ナラ枯れについてでありますけれども、これ森林組合との連携を早め早めにして、これは阻止しなくてはならないと思いますので、どうぞよろしく、これはお願いしたいと思います。

それと、また1番に戻るんですけど、広瀬川の改修、これ大体見通しが付いたと

いうことですが、河川に桜を植えて、ひとつ川俣町の顔にしたいと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○副議長（高野善兵衛君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 河川改修の件ですけれども、おおむね計画的なものは順調に進んでおります。それで、桜等の木、今あの整備と側溝等をやっておりますけれども、総括的に計画に合わせまして県とやはり協議させていただきたいと思えます。それで改めて植栽の方法とか、そういったものを地元、もし寄贈していただける方ございましたら、あるいは植えていただける方ありましたら、事前にご相談を受けまして対処していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○11番（三浦浩一君） 終わります。ありがとうございました。

◇

◇

◇

○副議長（高野善兵衛君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。

なお、各常任委員会の運営につきましては、各常任委員長にお願いします。

本定例会最終日の明日、15日、水曜日は、正午まで常任委員会を開催していただきます。その後、追加議案等が予定されておりますので、午後1時から議会運営委員会等を開催し、3時から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後3時24分）